

招集ご通知

GMOフィナンシャルHD 第13期 定時株主総会

本総会はインターネット上でのみ開催する
バーチャルオンリー株主総会です。
株主様にご来場いただく会場はございません。

インターネット出席方法は本冊子内
「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法の
ご案内」をご参照ください。

証券コード 7177
2024年3月4日
(電子提供措置の開始日2024年2月26日)

株 主 各 位

東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1-2-3
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代 表 執 行 役 社 長 石 村 富 隆

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災された皆様、ならびにそのご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記のほか下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、
ご確認くださいませようお願い申し上げます。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/7177/>

スマートフォン・タブレットからもご覧いただけます。



敬 具

記

1. 日時 2024年3月21日（木曜日）午後2時30分（ログイン開始時刻 午後2時00分）
2. 予備日時 2024年3月22日（金曜日）午後3時00分（ログイン開始時刻 午後2時30分）
3. 開催方法 バーチャルオンリー株主総会
本総会は場所の定めのない株主総会として開催いたします。
インターネット出席方法は本招集通知「バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内」をご参照ください。

4. 会議の目的事項

報告事項

1. 第13期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものといたします。
 - 当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月19日（火曜日）午後7時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ~~~~~

議決権事前行使方法

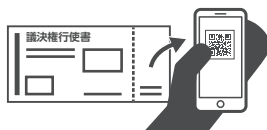


スマートフォン又はタブレットから 議決権行使

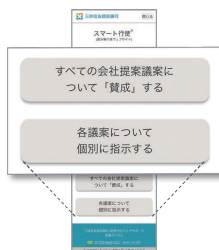
2024年3月19日(火)午後7時受付分まで

QRコードを読み取っていただくことにより、議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

2024年3月19日(火)午後7時到着分まで



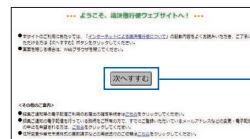
パソコンから議決権行使

2024年3月19日(火)午後7時受付分まで

議決権行使
ウェブサイト

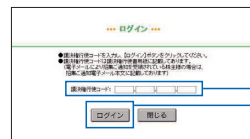
<https://www.web54.net>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

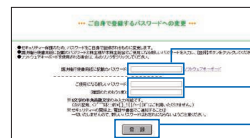
2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」と実際にご使用になる新しいパスワードをご入力ください。



「パスワード」を入力

ご自身でパスワードを設定

「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

システム等に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031【フリーダイヤル】

受付時間 午前9時～午後9時まで

ご 注 意 事 項

●郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。●インターネットにより、複数回数にわたって議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

バーチャルオンリー株主総会へのご出席のご案内

1. バーチャルオンリー株主総会とは

インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。

バーチャル出席株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

2. 事前の議決権行使の取扱い

事前に郵送又はインターネットにより議決権を行使された株主様がバーチャル出席により当日ご出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効といたします。事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認されなかった場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱いますので、予めご了承ください。

3. 議決権の行使方法について

ログイン先の本総会専用ウェブサイトより決議事項の採決時に議決権を行使いただけます。

4. ご質問及び動議の方法

バーチャルオンリー株主総会に出席いただきますと、ログイン先の本総会専用ウェブサイトよりご質問及び動議を提出いただけます。ご質問は、時間に限りがあること及び円滑な議事進行の観点から、一人1問まで（合計で最大250文字まで）とさせていただきます。なお、審議の状況によっては、ご提出いただいたご質問に、すべて回答できない場合もございます。また、ご質問は本総会の目的事項に関する質問であり、他の質問と重複しないものを中心に上げる予定です。本総会の目的事項に関するご質問で回答できないご質問は、個人のプライバシーの侵害となる可能性がある等、その公開に支障があるものを除き、本総会終了後、回答したご質問と併せて当社ウェブサイトにて公開させていただく予定です。同様の質問を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本総会の目的事項と関係のない質問の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、1提案当たり400文字までとさせていただきます。

5. 事前質問の受付

本総会の目的事項に関し、事前にご質問いただくことが可能です。株主様のご関心が高い事項につきましては本総会で取り上げさせていただく予定です。後記「バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間にログインください。ログイン後、画面上部3つのボタンのうち、「事前質問」のボタンより事前のご質問をご提出いただけます。（一人1問、最大250文字まで）

事前質問受付期間 2024年3月6日（水曜日）午後0時～2024年3月13日（水曜日）午後7時まで

6. 通信障害等の対応について

通信障害等により本総会の議事に支障が生じる場合に備え、「障害時における本総会の延期又は続行の決定」を議長に委任する決議を本総会の冒頭に行います。当該決議に基づき、議長が「延期又は続行の決定」を行った場合には、予備日である2024年3月22日（金曜日）午後3時00分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。その場合は当社ウェブサイト（<https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>）でお知らせいたします。

7. インターネットを使用することに支障がある株主様について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。電話会議システム専用番号（フリーダイヤル）へ電話をかけていただくことで、音声により議事進行をお聴きいただくことが可能になります。電話会議システムのご利用には事前申込みが必要となります。なお、電話会議システムを通じて議決権を行使することはできません。

【電話会議システムお申込み方法】

FAXによりお申込みを受付いたします。お申込みの際は、同封の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」と「氏名」に加えて、下記のご連絡日当日の指定の時間帯（午前10時から午後5時まで）にご連絡が可能な「電話番号」を記載のうえ、「電話会議システム利用希望」の旨を下記FAX番号まで送信ください。電話会議システム利用をご希望の株主様には、株主総会運営事務局から、下記ご連絡日にお電話にて、詳細をご連絡させていただきます。

申込時に「株主番号」「氏名」「電話番号」「電話会議システム利用希望」の記載が揃っていない場合は、お申込みを無効とさせていただきます。予めご了承ください。

受付期間：2024年2月27日（火曜日）午後0時から2024年3月13日（水曜日）午後7時まで

FAX番号：03-3770-3005

ご連絡日：2024年3月14日（木曜日）午前10時から午後5時までにお電話にてご連絡いたします。

8. 代理出席について

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

受付期間：2024年2月27日（火曜日）午後0時から2024年3月13日（水曜日）午後7時まで

メールアドレス：sr@gmofh.com

FAX番号：03-3770-3005

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

バーチャルオンリー株主総会ログイン方法のご案内

バーチャルオンリー株主総会とは、インターネット等の手段を用いて株主総会に出席いただくものです。株主様は、株主総会の議事進行をライブ配信でご確認いただくとともに、質問のご提出並びに議案への採決（議決権行使）を行うことができます。

配信日時

2024年3月21日（木曜日）午後2時30分より
（ログイン開始時間 午後2時より）

なお、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声が乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害等が発生する可能性があります。万が一、通信障害等が発生した場合には、当社IRサイト（<https://www.gmofh.com/ir/stock/meeting.html>）にて速やかに株主の皆様へお知らせいたします。株主様におかれましては、当社IRサイトをご確認いただき、改めて本総会にバーチャル出席をお願い申し上げます。

ログイン時に必要な情報について

ご視聴には、IDとパスワードのご入力が必要となります。（その他必要情報は次頁以降をご参照ください）IDとパスワードは「ログイン用ID・パスワード通知書」をご参照ください。ID・パスワードは株主様ごとに異なります。

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
第13期定時株主総会

ログイン用ID・パスワード通知書

ID・パスワード

バーチャル株主総会へのご出席方法

▶スマートフォンやタブレット端末で出席する場合
QRコードをカメラアプリ、バーコードリーダーアプリで読み取って、バーチャル株主総会サイトへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力してバーチャル出席システムにログインしてください。

アクセス用
QRコード

▶パソコンからバーチャル出席する場合/QRコードでログインできない場合
以下のURLへアクセスいただき、下記ID・パスワードを入力しバーチャル出席システムにログインしてください。

U R L <https://web.lumiagn.com/710577778>

I D XXXXXXXX
パスワード XXXXXXXXXX

株主番号 議決権行使回数 個

ログイン方法のご案内（手順）

1 配信サイトにアクセス

<https://web.lumiagm.com/>



2 言語選択で「日本語」を選択する



3 ミーティングIDをご入力

710-577-778

上記ミーティングIDをご入力後（ログイン）ボタンを押してください。



ID、パスワードをご入力後、（バーチャル株主総会に出席する）を押してください。



開会時間となる

2024年3月21日（木曜日）午後2時30分までお待ちください。

バーチャル出席に必要な環境について

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。バーチャル出席を行うためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、バーチャル出席に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前行使のうえご出席ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS11以上
ブラウザ	Microsoft Edge, Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※1 ブラウザは最新のバージョンにてご覧ください。

※2 1Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするに5Mbps以上の高速専用インターネットプランの使用を推奨いたします。

その他注意事項について

- 当社は、バーチャルオンリー株主総会の開催に当たり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、株主様がご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル出席できない場合や議決権を行使できない場合もございます。当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ライブ配信の撮影、録画、録音、保存及びSNSでの投稿などのご利用に際しては、無断改変や法令違反、そのおそれがある行為、その他不適切な行為はご遠慮ください。
- バーチャル出席に対応している言語は、日本語のみとなります点、ご了承ください。

お問い合わせについて

バーチャルオンリー株主総会ヘルプデスク

 **0120-245-022**

受付時間：3月4日（月）～3月19日（火）
午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く平日）
株主総会当日 午前9時～配信終了まで

動画視聴について

株式会社
Jストリーム **050-3186-4576**

受付時間：株主総会当日
ログイン開始時間～配信終了まで

株主総会参考書類

議 案 取締役 8 名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役 8 名全員が任期満了により退任するため、取締役 8 名を選任することを、お願いするものであります。

取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	地 位	当事業年度における 取締役会への出席状況（出席率）
1 再任	たかしま ひでゆき 高 島 秀 行	取締役兼代表執行役会長	19回中すべてに出席 (100%)
2 再任	いしむら とみたか 石 村 富 隆	取締役兼代表執行役社長	19回中すべてに出席 (100%)
3 再任	やまもと たつ き 山 本 樹	取締役兼常務執行役	19回中すべてに出席 (100%)
4 再任	なかむら とし お 中 村 稔 雄	取締役	19回中すべてに出席 (100%)
5 再任	やすだ まさ し 安 田 昌 史	取締役	19回中17回に出席 (89%)
6 再任	く め まさひこ 久 米 雅 彦 社外取締役	取締役	19回中すべてに出席 (100%)
7 再任	とうどう か よ 東 道 佳 代 社外取締役	取締役	19回中すべてに出席 (100%)
8 新任	まつだ つ とむ 松 田 勉 社外取締役	—	—

候補者
番 号

1



たかしま ひでゆき

高島 秀行

(1968年7月26日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

1,263,775株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1993年 4 月 新日本証券株式会社（現みずほ証券株式会社） 入社
 1998年 3 月 株式会社イメージ（現インフォテック株式会社） 入社
 1999年 9 月 株式会社ファイテック研究所（現サイオステクノロジー株式会社） 入社
 2002年 4 月 アクセンチュア株式会社 入社
 2004年11月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株式会社） 入社
 ライブドア証券株式会社（現内藤証券株式会社） 出向
 2005年 6 月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 入社
 2005年10月 GMOインターネット証券株式会社（現GMOクリック証券株式会社） 代表取締役社長
 2011年 6 月 GMO CLICK HK Limited（現 GMO-Z.com Forex HK Limited） 取締役（現任）
 2011年11月 GMOクリック・インベストメント株式会社 代表取締役社長
 2012年 1 月 当社 取締役兼代表執行役社長
 2014年 1 月 株式会社MediBang 取締役
 2014年 6 月 当社 取締役兼代表執行役会長
 GMOクリック証券株式会社 代表取締役会長
 2014年 7 月 株式会社MediBang 代表取締役社長（現任）
 2016年 7 月 あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外取締役
 2016年10月 GMO Wallet株式会社（現GMOコイン株式会社） 取締役会長
 2017年 6 月 当社 取締役兼代表執行役会長グループCTO兼CQO
 2017年12月 GMOコイン株式会社 代表取締役会長（現任）
 2018年 5 月 GMO-Z.COM COIN CANADA,INC.（現 GMO-Z.COM BUSINESS SUPPORT CANADA,INC.） 代表取締役社長
 2020年 3 月 当社 取締役兼代表執行役会長CTO兼CQO
 2021年 6 月 GMOアダム株式会社 代表取締役社長
 2021年 8 月 GMOオフィスサポート株式会社 代表取締役会長
 2022年 1 月 当社 取締役兼代表執行役会長CEO（現任）
 2022年 4 月 GMOビジネスサポート株式会社 取締役
 GMOオフィスサポート株式会社 取締役会長（現任）
 2023年 3 月 GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長（現任）
 外貨ex byGMO株式会社（現GMO外貨株式会社） 取締役（現任）
 GMOアダム株式会社 取締役（現任）
 2023年 4 月 GMO-Z.COM FINANCIAL SYSTEM VN COMPANY LIMITED 委任代表者（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社の代表執行役及び当社子会社であるGMOクリック証券株式会社の代表取締役を長年にわたり務めた経験、金融業界における知見、システム分野における知見等を有している点を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 高島秀行氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
3. 高島秀行氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

2



いしむら とみたか

石村 富隆

(1973年7月2日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

17,649株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1997年 4月 東洋信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社） 入社
2003年 8月 株式会社ライブドア（現NHNテコラス株式会社） 入社
2007年 2月 かざかフィナンシャルホールディングス株式会社 転籍
2010年10月 株式会社My外貨（現OANDA証券株式会社） 代表取締役
2013年 4月 GMO CLICK UK LIMITED（現 GMO-Z.com Trade UK Limited） 取締役CEO
2017年12月 GMOコイン株式会社 取締役社長
2018年 1月 同社 代表取締役社長（現任）
2018年 5月 GMO-Z.COM COIN CANADA,INC.（現 GMO-Z.COM BUSINESS SUPPRT CANADA,INC.） 取締役
2022年 1月 当社 代表執行役社長COO
2022年 3月 GMOクリック証券株式会社 取締役（現任）
GMOクリックグローバルマーケティング株式会社代表取締役社長
当社 取締役兼代表執行役社長COO（現任）
GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社）グループ執行役員（現任）
2023年 3月 GMO-Z com Securities (Thailand)Public Company Limited 取締役（現任）
GMOビジネスサポート株式会社 取締役（現任）
GMO-Z.COM BUSINESS SUPPORT CANADA,INC. 代表取締役社長（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社子会社であるGMO-Z.com Trade UK Limited、GMOコイン株式会社の代表取締役社長をはじめとして、複数の会社の代表取締役を務めた企業経営の経験に加え、金融業界、暗号資産業界における経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 石村富隆氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役になされた場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。
3. 石村富隆氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番 号

3



やまもと たつ き

山 本 樹

(1975年 5 月14日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

13,001株

・略歴、地位 (担当)、重要な兼職の状況

1998年 4 月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
 2001年 4 月 公認会計士登録
 2007年 7 月 GMOインターネット株式会社 (現GMOインターネットグループ株式会社) 入社
 2009年 4 月 同社 グループ財務部マネージャー
 2011年 6 月 GMOクリック証券株式会社 監査役
 2012年 1 月 当社 取締役
 2012年11月 当社 取締役兼執行役
 2013年 6 月 GMOクリック証券株式会社 取締役
 GMOクリック・インベストメント株式会社 取締役
 FXプライム株式会社 (現GMOコイン株式会社) 取締役
 2014年 5 月 GMO CLICK Bullion Limited (現 GMO-Z.com Bullion HK Limited) 取締役
 2014年10月 GMO CLICK UK LIMITED (現 GMO-Z.com Trade UK Limited) 取締役 (現任)
 2016年 6 月 当社 取締役兼常務執行役
 GMOクリック証券株式会社 常務取締役 (現任)
 あおぞら信託銀行株式会社 (現GMOあおぞらネット銀行株式会社) 社外監査役 (現任)
 2016年10月 GMO Wallet株式会社 (現GMOコイン株式会社) 監査役 (現任)
 2016年11月 GMO-Z com Trade (Thailand) Limited (現 GMO-Z com Securities (Thailand)Public Company Limited) 取 締 役 (現任)
 2017年 6 月 当社 取締役兼常務執行役グループCFO
 2018年 2 月 GMO-Z.com Trade Limited 取締役
 2018年11月 GMOクリックグローバルマーケット株式会社 監査役
 2020年 3 月 当社 取締役兼常務執行役CFO (現任)
 2021年 6 月 GMOアダム株式会社 取締役 (現任)
 2021年 8 月 GMOオフィスサポート株式会社 取締役 (現任)
 2021年 9 月 外貨ex byGMO株式会社 (現GMO外貨株式会社) 監査役 (現任)
 2022年 4 月 GMOビジネスサポート株式会社 取締役 (現任)
 2022年 7 月 GMO-Z.COM BUSINESS SUPPORT CANADA,INC. 取締役 (現任)
 2022年10月 GMO-Z.com Forex HK Limited 取締役 (現任)

▪ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、且つ、我が国有数のIT企業の財務部における経験、当社の取締役兼常務執行役としての経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 山本樹氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
3. 山本樹氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番 号

4



なかむら とし お
中 村 稔 雄

(1968年8月16日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式
35,625株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

1990年 4 月 日本勧業角丸証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社
2009年 5 月 GMOクリック証券株式会社 入社
2009年 7 月 同社 内部監査室長
2012年11月 FXプライム株式会社（現GMOコイン株式会社） 常勤監査役
2013年 6 月 GMOクリック証券株式会社 常勤監査役
2022年 3 月 当社 取締役（現任）

・取締役候補者とした理由及び期待される役割

当社子会社であるGMOクリック証券株式会社におけるコンプライアンス部門、内部監査部門及び常勤監査役として培った豊富な経験と知見は、当社の監査委員会のより一層の強化につながると考え、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 中村稔雄氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 当社は、中村稔雄氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
4. 中村稔雄氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

5



やすだ まさし

安田 昌史

(1971年6月10日生)

再 任

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 2000年 4 月 公認会計士登録
インターキュー株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 入社
- 2001年 9 月 グローバルメディアオンライン株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 経営戦略室長
- 2002年 3 月 同社 取締役経営戦略室長
- 2003年 3 月 同社 常務取締役グループ経営戦略担当兼IR担当
- 2005年 3 月 同社 専務取締役管理部門統括・グループ経営戦略・IR担当
- 2008年 5 月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 専務取締役グループ管理部門統括
- 2013年 3 月 同社 専務取締役グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2015年 3 月 同社 取締役副社長 グループ代表補佐 グループ管理部門統括
- 2016年 3 月 GMOメディア株式会社 取締役（現任）
GMOクラウド株式会社（現GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社） 取締役（現任）
GMOペパボ株式会社 取締役
GMOリサーチ株式会社 取締役（現任）
GMOアドパートナーズ株式会社 取締役（現任）
GMO TECH株式会社 取締役（現任）
- 2016年 6 月 当社 取締役（現任）
あおぞら信託銀行株式会社（現GMOあおぞらネット銀行株式会社） 社外監査役
- 2016年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 取締役（現任）
- 2019年 6 月 GMOあおぞらネット銀行株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年 3 月 GMOインターネット株式会社（現GMOインターネットグループ株式会社） 取締役 グループ副社長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括（現任）

▪ 取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、インターネット関連事業における上場企業グループの経営陣として長年にわたり、企業経営に深く関与しています。経営戦略、会計を中心とした高い見識と豊富な経験等を踏まえ、取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 安田昌史氏は、当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社の業務を執行しております。なお、GMOインターネットグループ株式会社における地位及び担当につきましては、「略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 当社は、安田昌史氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
4. 安田昌史氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番 号

6



く め ま さ ひ こ
久 米 雅 彦

(1968年9月16日生)

再 任

社 外 取 締 役

所有する当社の株式数
普通株式
0株

■ 略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1993年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
1998年 5 月 公認会計士登録
2000年 4 月 株式会社AGSコンサルティング 入社
2001年 6 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所
2004年 3 月 久米公認会計士事務所 所長（現任）
2006年 6 月 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー（現任）
2014年 6 月 株式会社FXプライムbyGMO（現GMOコイン株式会社） 社外
監査役
2015年 3 月 当社 取締役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

公認会計士として会計、財務等に係る高度な知識経験を有し、また、上場会社の社外監査役の経験を備えております。このため、深い知見に基づく助言、牽制を期待して、社外取締役として適任と判断しました。

- (注) 1. 久米雅彦氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
2. 久米雅彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 久米雅彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって9年1ヶ月であります。また、同氏は、過去に当社子会社である株式会社FXプライムbyGMO（現GMOコイン株式会社）の社外監査役でありました。
4. 当社は、久米雅彦氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中で当該保険契約を更新する予定です。
6. 久米雅彦氏が取締役選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。
7. 久米雅彦氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番 号

7



とうどう か よ
東 道 佳 代

(1970年5月4日生)

再 任

社外取締役

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

- 1997年 4 月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
光和総合法律事務所 入所
- 2002年 1 月 同事務所パートナー（現任）
- 2008年10月 東京地方裁判所民事調停官（非常勤裁判官）
- 2014年10月 株式会社東京TYフィナンシャルグループ（現株式会社東京きら
ぼしフィナンシャルグループ） 社外監査役（現任）
- 2015年 6 月 日本郵便輸送株式会社 社外監査役（現任）
- 2017年 6 月 当社 取締役（現任）

・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

26年に亘る弁護士活動によって豊富な経験と高度な法律知識を有しております。また金融グループ、運送事業会社の社外監査役を通じて培った知見を当社の社外取締役として活かしていただくため選任いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の知識や知見に基づく助言や牽制を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 東道佳代氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
 2. 東道佳代氏は社外取締役候補者であります。
 3. 東道佳代氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって6年9ヶ月であります。
 4. 当社は、東道佳代氏と責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
 当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
 6. 東道佳代氏が取締役選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 7. 東道佳代氏の当社における地位及び担当は、事業報告「4.1.取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりであります。

候補者
番号

8



まつだ つとむ
松田 勉
(1954年10月31日生)

新 任

社外取締役

所有する当社の株式数

普通株式

0株

・略歴、地位（担当）、重要な兼職の状況

2006年 7 月 東京国税局査察部統括官
2013年 7 月 東京国税局調査第四部次長
2014年 7 月 麹町税務署長
2015年 8 月 松田勉税理士事務所開業
2019年 5 月 株式会社市進ホールディングス 社外監査役（現任）

・社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

東京国税局において培った豊富な実務経験と高度な財務知識を有しております。また、大手進学予備校を運営する会社の社外監査役として培った知見と当社の社外取締役として活かしていただくため選任いたしました。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の知識や知見に基づく助言や牽制を期待できることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 松田勉氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 松田勉氏と当社との間に、特別な利害関係はありません。
3. 松田勉氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、松田勉氏が取締役に就任した場合、同氏と責任限定契約を締結する予定であります。当該契約は、会社法第427条に基づき、非業務執行取締役等が職務を行うにつき、善意且つ重過失がない場合、会社法第423条の賠償責任を法令が定める範囲に限定するものであります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の業務遂行過程で提起された損害賠償請求による損害を、当該保険契約により填補することとしております。なお本候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
6. 松田勉氏が取締役に選任され就任した場合には、同氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員となる予定であります。

（ご参考）当社における社外役員の独立性に関する基準

独立社外取締役は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる者で、且つ、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、下記要件に該当しない者とします。

1. GMOインターネットグループの出身者
2. 直近事業年度及びこれに先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社及び当社子会社を主要な取引先とする者又は当社及び当社子会社の主要な取引先である企業グループの業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者
3. 当社及び当社子会社の役員報酬以外に過去2年間において、GMOインターネットグループから5百万円以上の報酬を受領しているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、行政書士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
4. 当社の議決権の10%以上を保有している株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人又は過去にこれに該当していた者）
5. 1から4までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の親族

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内株式市場は、米国・欧州経済の減速が懸念される中で、外国為替市場での円安進行や日本国内企業の好調な業績の後押しを受けた海外投資家による日本株買いが拡大した結果、日経平均株価は上昇基調で推移し、6月16日の終値がバブル期後約33年ぶりの最高値を記録しました。7月3日に再び最高値を更新して以降は米国の金利上昇の影響を受けて一時軟調に転じましたが、日経平均株価は総じて堅調に推移し、前連結会計年度末の26,094円50銭から28%上昇して33,464円17銭で当連結会計年度の取引を終えました。このような相場展開を受けて、個人投資家の株式等委託売買代金は前連結会計年度と比較して20%増加しました。

外国為替市場においては、年初に1ドル＝131円台で始まったドル円相場は、1月中旬に127円台まで円高が進行しました。その後、4月に日銀新総裁が金融政策の修正に慎重な姿勢を見せたことで日米金利差拡大観測が強まった結果、円安が急速に進行し、2023年11月には151円台をつけました。このようなボラティリティの高まりを受けて、国内店頭FXの取引金額は過去最高を記録した前連結会計年度と同水準となり、2年連続で1京円を超えました。

暗号資産市場においては、2023年6月以降、代表的な暗号資産であるビットコインを運用対象とする上場投資信託（ETF）が米国証券取引委員会に承認されるとの期待から、低迷していたビットコイン価格が上昇基調に転じました。2023年12月には約2年ぶりとなる600万円台の高値をつけ、年初の210万円台から大幅に価格が上昇しました。2023年10月のビットコイン価格の急騰以降、取引高も増加したものの、年間の国内暗号資産取引高は前連結会計年度比で53.6%の減少となりました。

このような外部環境の中、当社及び当社の連結子会社（以下、「GMO-FH」という。）は、「強いものをより強くする」の方針のもと、既存事業における組織再編を実行し経営の機動性と効率の向上を図るとともに、新規事業の育成と成長性が期待される新たな事業領域への進出に取り組みました。

（証券・FX事業）

強みである店頭FXは、スプレッド縮小や各種キャンペーンの実施などの取引活性化やCFDとのクロスセル推進に向けた施策に取り組み、顧客基盤の拡大を図りました。第2の収益の柱として注力するCFDについては、少額投資のニーズに応えた最低取引数量の引き下げ、銘柄追加などの利便性向上施策、商品認知度向上に向けたマーケティング活動の積極的な展開を実施しました。

証券・FX事業の営業収益・営業利益は、収益性が大きく改善した店頭FXが全体の業績を牽引し、CFDの売買代金・収益も高水準で推移したことから、前連結会計年度比で増収増益となりました。

また、FX事業の一層の効率化と経営基盤の強化を目的として、2023年9月1日付でGMOコイン株式会社

が株式会社FXプライムbyGMOを吸収合併し、両社のノウハウを掛け合わせることでGMOコイン株式会社が2023年4月に提供を開始した店頭FX取引サービスの高度化と収益の安定化に向けた取り組みを推進しました。

(暗号資産事業)

暗号資産事業においては、アルトコイン銘柄の追加をはじめ、チャート機能の拡充やステーキング、貸暗号資産サービスの強化に取り組み、顧客基盤が順調に拡大しました。低調な暗号資産市場を受けて売買代金は前連結会計年度比で大幅に減少したものの、収益性の改善により営業収益は同9.1%の減少にとどまったほか、コスト削減が寄与し2年ぶりの通期黒字となりました。

(その他)

NFT事業では、NFTマーケットプレイス「Adam byGMO」において新機能追加やコンテンツ拡充への取り組みを推進し、サービスの提供開始から約2年となる2023年7月にユーザー数が10万人を突破しました。バーチャルオフィス事業においては、お客様のニーズに合わせたオフィス住所の追加でユーザー数の獲得が進み、2023年10月に1万ユーザーを突破しました。

また、金融事業で培ってきたノウハウ・技術を活かして医療分野におけるデジタル化促進に貢献するべく、医療プラットフォーム事業への新規参入に向けて2023年11月19日に共同出資による子会社の設立を決議し、2024年1月11日付でGMOヘルステック株式会社を設立しました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は51,432百万円（前連結会計年度比10.5%増）、純営業収益は48,114百万円（同9.6%増）、営業利益は14,451百万円（同57.9%増）、経常利益は14,107百万円（同79.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,649百万円（同531.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

GMO-FHは、証券・FX事業、暗号資産事業に関連するサービスの拡充と取引システムの安定性の向上を図るため、毎期継続的な設備投資を行っています。

当連結会計年度においては、証券・FX事業におけるサーバー等の購入やサービスに係るシステム投資を中心に投資を行ったことにより、設備投資の総額は1,373百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

2023年4月20日に第1回無担保社債28億円、2023年6月21日に第2回無担保社債70億円を発行いたしました。

(4) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

(完全子会社間の吸収合併)

当社の完全子会社であるGMOコイン株式会社と株式会社FXプライムbyGMOは、2023年9月1日付で、GMOコイン株式会社を存続会社、株式会社FXプライムbyGMOを消滅会社とする吸収合併を行いました。

(完全子会社との吸収分割)

当社は、2023年10月1日付で、当社の完全子会社であるGMO外貨株式会社のシステム開発・運用・保守等事業を会社分割（簡易吸収分割）により承継いたしました。

2. 対処すべき課題

(1) 組織力の強化

GMO-FHは、金融システムを自ら開発できる高い技術力を武器に、常に最先端のテクノロジーを研究し、最適なテクノロジーを組み合わせることで成長を遂げてまいりました。さらなる成長のためには、最大の強みである技術力を研ぎ澄ますとともに、その技術力を社会に還元する手法を生み出せる、柔軟な思考力を持つ人材の確保・育成が必要であると考えています。個性と多様性、徹底的な議論を大切にすることで、既存の枠組みに囚われない自由な発想やアイデアが生み出されるクリエイティブな組織風土を醸成し、お客様にとって本当に価値のある便利なサービスをスピーディーに、そしてリーズナブルに提供できる組織を目指します。

(2) 証券・FX事業のさらなる強化

証券・FX事業においては、「強いものをより強くする」の方針のもと、FXやCFDなどの店頭デリバティブ商品の収益力強化と各商品のクロスセルの推進に取り組み、さらなる成長を図ります。

FX取引については、スプレッド競争が再燃するなど外部環境の厳しさが増す中、GMO-FHは、グループ各社間のシナジーを発揮しながら収益性改善の取り組みを推進し、安定的な収益を確保するとともに利便性向上の取り組みを通じてさらなる顧客基盤の拡大を図り、持続的成長の実現を目指します。

CFD取引については、今後も、商品認知度の向上に向けたマーケティング施策や利便性向上の取り組みを通じて市場・顧客基盤の拡大を図るとともに、他商品とのクロスセル施策を推進し、一層の成長を目指します。

株式取引については、国内証券業界において売買手数料無料化の波が押し寄せるなど、非常に厳しい環境に置かれています。利便性の高いサービスを提供することで顧客基盤を維持するとともに、2024年1月にスタートした新NISAへの対応や貸株サービスの強化、他の金融商品もあわせてお取引していただけるようなマーケティング施策展開と徹底的なコスト削減を進め、収益性の向上を図っていきます。

(3) 暗号資産事業のさらなる強化

暗号資産事業においては、GMO-FHがこれまで金融事業で培ってきた高い技術力を活用し、安心して暗号資産を取引できる環境を提供しています。セキュリティ・顧客資産管理の体制強化や金融犯罪の発生等の防止やマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等の高度化に継続して取り組むとともに、銘柄追加やAPI機能の強化、IEOの提供や資産形成を目指した積立型の商品、貸暗号資産サービスなど、商品・サービスの拡充と利便性向上に向けた取り組みを推進し、収益の安定化と利益成長を目指します。

(4) 新規事業の開発、海外事業の強化

GMO-FHは、少子高齢化・人口構成の変化や市場の成熟化の影響を踏まえ、長期的には国内の既存事業の成長余地は限られているとの考えのもと、新規事業の開発と海外事業の強化により、中長期的な企業価値の向上と持続的成長の実現を目指しています。

新規事業については、強みであるシステム開発力を生かして、社会的ニーズが高く、今後成長が見込まれる

新しい事業領域での取り組みを積極的に進めていきます。NFT事業、バーチャルオフィス事業の利益成長に向けた施策を推し進めるとともに、医療プラットフォーム事業への新規参入に向けて、2024年1月にはGMOヘルステック株式会社を設立しました。

海外事業については、香港で店頭FX取引サービス、タイ王国でインターネット証券取引サービスを提供しています。タイ王国での証券事業においては、タイ証券事業の主力商品である信用取引において代用有価証券の担保価値が大幅に下落したことに伴い、大きな損失を計上しました。タイ証券事業における与信管理、担保管理等含めたガバナンスの強化を最重点課題と位置付け、より一層の体制強化に取り組んでいきます。

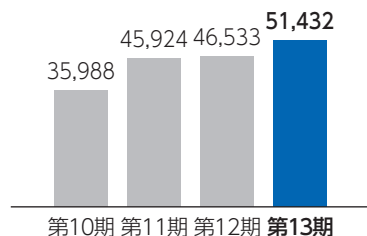
3. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

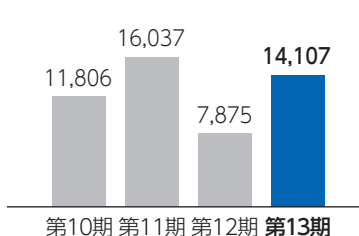
区 分	第10期 (2020年12月期)	第11期 (2021年12月期)	第12期 (2022年12月期)	第13期 (2023年12月期)
営業収益	35,988	45,924	46,533	51,432
経常利益	11,806	16,037	7,875	14,107
親会社株主に帰属する当期純利益	7,298	9,858	1,212	7,649
1株当たり当期純利益	62円33銭	86円90銭	10円66銭	65円41銭
総資産	725,367	996,049	991,482	1,125,498
純資産	37,331	42,830	41,330	46,440

(注) 第12期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第12期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

■ 営業収益 (単位：百万円)

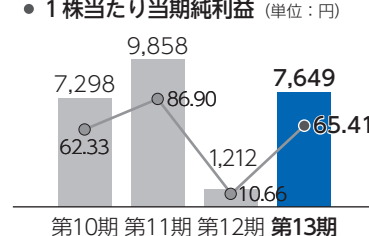


■ 経常利益 (単位：百万円)

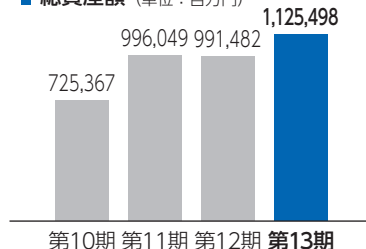


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

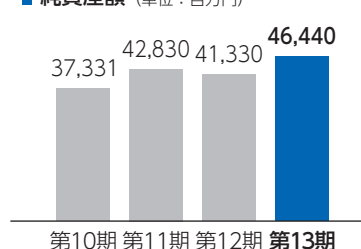
● 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産額 (単位：百万円)



■ 純資産額 (単位：百万円)



4. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況（2023年12月31日現在）

会 社 名	当社株式の 持株数（株）	議決権の被所有割合 （％）	主な事業内容
GMOインターネットグループ株式会社	77,562,200	64.42	インターネット総合事業

GMO-FHは、GMOインターネットグループに属しており、親会社であるGMOインターネットグループ株式会社は、2023年12月31日現在、当社の普通株式77,562,200株（議決権比率64.42％）を所有しています。GMOインターネットグループ株式会社は「すべての人にインターネット」というコーポレートキャッチのもと、インターネットインフラ事業、インターネット広告・メディア事業、インターネット金融事業、暗号資産事業等を展開しています。GMO-FHは、GMOインターネットグループの事業のうち、インターネット金融事業と暗号資産事業のうち暗号資産交換事業を担う会社として位置付けられています。

GMO-FHがGMOインターネットグループとの取引を行う場合については、少数株主保護の観点から、取引条件の経済的合理性を保つために定期的に契約の見直しを行っています。新規取引につきましても、市場原理に基づき、その他第三者との取引条件との比較などからその取引の是非を慎重に検討し、判断しています。

なお、GMO-FHの営業取引におけるGMOインターネットグループへの依存は極めて低く、殆どがGMO-FHと資本関係を有しない一般投資家（個人顧客及び法人顧客）との取引となっています。

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、2023年4月13日付で、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社であるGMOコイン株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当社の親会社であるGMOインターネットグループ株式会社がGMOコイン株式会社の株式を所有していたことから、本株式交換は親会社との間の取引に該当いたします。

①当該取引にあたり当社の利益を害さないように留意した事項

当社及び当社の連結子会社は、親会社等の指示や事前承認によらず、独自に経営の意思決定を行っており、事業を展開するうえで特段の制約はなく、経営の独立性は確保されております。

本株式交換に用いる本株式比率の検討に際しては、その公平性・妥当性を確保するため、当社及びGMOコイン株式会社から独立した第三者算定機関に両社の株式価値、株式交換比率の算定を依頼しました。

また、利益相反を回避するための措置として、本株式交換に関する審議及び決議については、GMOインターネットグループ株式会社の取締役を兼任する安田昌史、GMOコイン株式会社の取締役を兼任する高島秀行及び石村富隆、監査役を兼任する山本樹を除いた取締役のみで行っております。

②当該取引が当社の利益を害さないかについての取締役会の判断及びその理由

当該取引にあたっては①のとおり公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じて

いることから、当社の少数株主の利益を害するものではないと当社の取締役会は判断いたしました。

③取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

(3) 重要な子会社の状況（2023年12月31日現在）

会 社 名	資本金 (百万円)	議決権の所有割合 (%)	主な事業内容
GMOクリック証券株式会社	4,346	100.00	金融商品取引業
GMO外貨株式会社	490	100.00	金融商品取引業
GMOコイン株式会社	1,100	100.00	暗号資産交換業

(注) 1. 外貨ex byGMO株式会社は、2023年7月1日付でGMO外貨株式会社に商号を変更いたしました。
2. 株式会社FXプライムbyGMOは、2023年9月1日付で、当社の連結子会社であるGMOコイン株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

(4) 特定完全子会社の状況（2023年12月31日現在）

会 社 名	住所	帳簿価格の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
GMO外貨株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	28,755	106,765

5. 主要な事業内容

GMO-FHIは、一般投資家（個人顧客及び法人顧客）をお客様とする、インターネット証券取引やFX取引等の金融商品取引サービスや暗号資産取引サービスを提供することを主たる事業としています。

6. 主要な営業所

会 社 名	事業所名	所 在 地
当社	本社	東京都渋谷区
GMOクリック証券株式会社	本社	東京都渋谷区
GMO外貨株式会社	本社	東京都渋谷区
GMOコイン株式会社	本社	東京都渋谷区

7. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
422（109）名	63名減

- (注) 1. 企業集団の従業員の状況について記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、(外書)は臨時従業員の平均雇用人員であります。
 3. 当社の連結従業員数が前連結会計年度末に比べ63名減少しましたのは、事業所閉鎖に伴う退職や自己都合退職によるものです。

8. 主要な借入先

(2023年12月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	短期借入金/長期借入金	53,709
株式会社みずほ銀行	短期借入金/長期借入金	51,699
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金/長期借入金	14,862
株式会社あおぞら銀行	短期借入金/長期借入金	8,500

9. その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 187,500,000株
2. 発行済株式の総数 122,091,903株 (前事業年度末比 4,182,750株増)
(自己株式1,642,552株を含む)
3. 株主数 37,377名 (前事業年度末比 2,548名減)
4. 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
GMOインターネットグループ株式会社	77,562,200	64.39
株式会社大和証券グループ本社	4,134,000	3.43
GMO外貨株式会社	2,459,983	2.04
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	1,426,900	1.18
高島 秀行	1,263,775	1.04
高橋 慧	642,500	0.53
佐々木 嶺一	446,900	0.37
CREDIT SUISSE (SWITZERLAND) LTD	433,500	0.35
野村證券株式会社	427,741	0.35
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	425,800	0.35

(注) 1. 持株比率は自己株式1,642,552株を控除して計算しています。

2. 上記株主のうち、GMO外貨株式会社は当社の完全子会社であり、その保有する2,459,983株は相互保有株式に該当するため、議決権が制限されています。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年4月13日付で実施した、GMOコイン株式会社を完全子会社化とする株式交換に伴い、普通株式4,182,750株を発行しました。

3 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

	第2回新株予約権
発行決議日	2015年3月10日
付与日	2015年3月17日
新株予約権の数	1,775,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,775,000株 新株予約権1個につき1株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払い込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の額	新株予約権1個当たり 993円 (1株当たり993円)
権利行使期間	2017年3月18日から2025年3月16日まで
主な行使条件	(注1、2)
取締役及び執行役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 500,000個 目的となる株式数 500,000株 保有者数 4名
社外取締役	該当事項はありません。

(注) 1. 被割当者は、本新株予約権の全部又は一部を行使する場合、次の条件に従います。

(1) 行使する本新株予約権の数を整数倍すること。

(2) 割当日の2年後から1年間は、割当数の1/3を行使上限とすること。

(3) 割当日の3年後から1年間は、割当数の2/3を行使上限とすること。

また、被割当者は、本新株予約権の行使の時点において、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、監査役又は使用人でなければなりません。但し、定年退職、当社又は当社子会社の都合による退職、及び正当な事由があると当社の取締役会が認めた場合を除きます。

2. 新株予約権の行使には、行使前年度の業績目標を達成していることを要し、新株予約権の行使の可否の判断は、各年度の決算承認を行う取締役会での決議により決します。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の氏名等（2023年12月31日現在）

(1) 取締役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 島 秀 行	取締役兼 代表執行役会長 報酬委員長	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 GMOコイン株式会社 代表取締役会長 GMO外貨株式会社 取締役 株式会社MediBang 代表取締役社長
石 村 富 隆	取締役兼 代表執行役社長	GMOクリック証券株式会社 取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役社長 GMOインターネットグループ株式会社 グループ執行役員
山 本 樹	取締役兼 常務執行役 指名委員長	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 GMOコイン株式会社 監査役 GMO外貨株式会社 監査役
中 村 稔 雄	取締役 監査委員長	

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
安 田 昌 史	取締役	GMOインターネットグループ株式会社 取締役 グループ副社長 長執行役員・CFO グループ代表補佐 グループ管理部門統括
普 世 芳 孝	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	株式会社アドヴァンスト・インフォーメーション・デザイン 顧問 特定非営利活動法人長野県ITコーディネータ協議会 理事長 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会 理事 長野市行政改革推進審議会 会長
久 米 雅 彦	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	久米公認会計士事務所 所長 株式会社青山トラスト会計社 代表パートナー
東 道 佳 代	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員	光和総合法律事務所 パートナー 株式会社東京ぎらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役 日本郵便輸送株式会社 社外監査役

- (注) 1. 普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 久米雅彦氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 東道佳代氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 普世芳孝氏、久米雅彦氏及び東道佳代氏は、株式会社東京証券取引所等の定めに基づく独立役員であります。
5. 常勤監査委員を置くことにより、質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や、会計監査人及び内部監査室等との連携においても常勤監査委員の役割・活動が重要であることから、中村稔雄氏を常勤監査委員として選定しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりです。
- 退任取締役
- ・ 鬼頭弘泰氏は、2023年3月24日開催の第12期定時株主総会終結時を以て退任しております。

(2) 執行役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 島 秀 行	代表執行役会長CEO、 システム統括、 マーケティング統括、 事業企画、人事担当	GMOクリック証券株式会社 代表取締役社長 GMOコイン株式会社 代表取締役会長 GMO外貨株式会社 取締役 株式会社MediBang 代表取締役社長
石 村 富 隆	代表執行役社長COO	GMOクリック証券株式会社 取締役 GMOコイン株式会社 代表取締役社長 GMOインターネットグループ株式会社 グループ執行役員
山 本 樹	常務執行役CFO、 財務・法務 経営企画担当	GMOクリック証券株式会社 常務取締役 GMOコイン株式会社 監査役 GMO外貨株式会社 監査役
安 田 和 敏	執行役	GMOコイン株式会社 取締役
松 本 好 史	執行役	GMO外貨株式会社 代表取締役社長

(注) 高島秀行氏、石村富隆氏及び山本樹氏は取締役を兼務しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益もしくは便宜を得たこと、犯罪行為、詐欺行為、又は法令等に違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社のすべての取締役、監査役及び執行役等であり、その保険料は当社が負担しております。

4. 取締役及び執行役の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	28 (16)	28 (16)	— (—)	— (—)	4 (3)
執 行 役	522	179	343	—	4
合 計 (うち社外取締役)	550 (16)	207 (16)	343 (—)	— (—)	8 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名（そのうち社外取締役3名）ですが、取締役1名は無報酬、また、執行役と取締役の兼任者3名については、取締役報酬を支給していないため員数に含めておりません。また、2023年3月24日開催の第12期定時株主総会終結時を以て退任した執行役と取締役の兼任者1名も支給の対象に含めておりません。
2. 当事業年度末現在の執行役は5名ですが、2名については執行役としての報酬を支給していないため員数に含めておりません。一方、2023年3月24日開催の第12期定時株主総会終了後に行われた臨時取締役会終結時をもって退任した執行役1名は支給の対象に含めております。

(2) 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の取締役及び執行役の報酬に関しては、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において「取締役及び執行役の報酬額等の決定に関する方針」を定めており、当該方針に基づいて、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬を決定しています。当該方針の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役（執行役を兼務している取締役を除く）の報酬

執行役を兼務していない取締役に対しては、経営の監督という役割を有効に機能させる観点から、定額報酬のみとし、前年度の支給実績、各取締役の専門性、関係会社との兼任状況、常勤・非常勤の別等を勘案して、個別に支給額を決定しております。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給いたしません。

(2) 執行役の報酬

当社の執行役の報酬等は、企業規模、業績、優秀な人材確保に配慮した体系としております。執行役の報酬等は、定額報酬（月次）と業績連動報酬としての決算賞与（年次）としており、その額は職責の別に応じて設定しております。また、業績連動報酬は当社の業績目標達成の有無を重要視し、年度計画達成へのインセンティブとして支給するものであり、会社の業績目標の達成状況及び担当業務に応じて、個別に支給額を決定しています。

業績連動報酬に係る指標は、経済的に稼働できる利益を適正に反映する指標である連結経常利益としております。連結経常利益目標を達成した場合、利益の一定割合を役員賞与として支給することとしており、個人別の支給額は役職等を勘案のうえ、決定しております。

なお、当事業年度を含む連結業績指標の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項 3. 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容については、報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断しております。

6. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等の関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項 1. 取締役及び執行役の氏名等」に記載のとおりです。

社外役員の兼職先と当社の間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	取締役会出席状況	監査委員会出席状況	発言状況及び社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要
普 世 芳 孝	19回中19回	13回中13回	銀行及び金融システム開発会社において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い識見から、当社の経営全般に対する助言・提言を行っています。
久 米 雅 彦	19回中19回	13回中13回	公認会計士としての専門的見地に加え、他社での経営経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。
東 道 佳 代	19回中19回	13回中13回	弁護士としての高度な専門知識に加え、金融グループ、運送事業会社の社外監査役として培われた知見を活かし、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対する助言・提言を行っています。

5 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

49百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

270百万円

- (注) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、且つ、実質的にも区分できませんので、上記(1)にはこれらの合計額を記載しています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、子会社の顧客資産の保全に関する保証業務等、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

4. 子会社の監査に関する事項

当社の子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査委員会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合等、監査委員会は、別途定める「会計監査人の評価基準」に基づいた評価を行い、解任又は不再任が妥当と判断したときは、「監査委員会規程」に則り、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることとします。

6 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び同法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関し、取締役会で以下のとおり決議しています。

(1) 監査委員会の職務執行のため必要な事項

- ① 監査委員会の補助者
 - i 監査委員会の下部に、内部監査室を置く。
 - ii 内部監査室に、監査委員会を補助する使用人（以下、「補助者」という。）を配置する。
 - iii 補助者は、監査委員会の指示を受け、自ら又は関連部署と連携して、監査対象の実査、分析、報告等を行う。
- ② 補助者の独立性

執行役から補助者の独立性を確保するため、次の場合、監査委員会の同意を得る。

 - ・ 内部監査室の変更を伴う組織改革
 - ・ 内部監査室長の考課
 - ・ 補助者の異動及び懲戒
- ③ 監査委員会への報告体制
 - i 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社に重大な影響を及ぼす事項
 - ii 関係会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、その職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、次の場合、遅滞なく監査委員会へ報告する。
 - ・ 当社又は関係会社に著しい損害を及ぼす可能性がある事項
 - ・ 法令又は定款に反する可能性がある事項
 - ・ 監査委員会が報告を求めた事項
 - ・ 当社又は関係会社に重大な影響を及ぼす事項
 - iii 当社及び関係会社は、前各号の報告をしたことを理由として、報告者に対して、解雇その他の不利益処分をしてはならない。
- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、「稟議規程」及び「決裁基準表」に定める。

- ⑤ その他、監査の実効性を確保する体制
 - i 監査委員会は、執行役より計算書類及び事業報告等を受領し、監査する。
 - ii 監査委員会は、会計監査人より計算書類（会計の箇所）の監査報告を受領し、方法及び結果の相当性を監査する。
 - iii 監査委員会は、取締役、執行役、会計監査人及び使用人に対して、任意に説明又は資料提出を求めることができる。
 - iv 監査委員会は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を、任意に起用できる。

(2) 会社の業務の適正を確保するために必要な事項

- ① 執行役及び使用人の職務執行の適合性を確保する体制
 - i 経営監督機能
 - ・ 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、執行役の職務執行を監督する。
 - ・ 代表執行役は、毎月1回以上、職務執行の状況を取締役会に報告する。
 - ・ 監査委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、執行役の職務執行の適正性について監査を実施する。
 - ii コンプライアンス
 - ・ 執行役及び使用人は「企業行動基準」、「コンプライアンス・ポリシー」及び「反社会的勢力に対する基本方針」に則り行動する。
 - ・ コンプライアンスに係る事項を統括する部署として法務部を設置するとともに、コンプライアンス関連教育・研修の実施、法令遵守マニュアルの作成等、コンプライアンス体制の充実に努める。
 - ・ 上記体制の確立及び推進により、当社は市民生活の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力の関与の排除に向け、組織的な対応を図る。
 - iii 財務報告の適正性確保のための体制整備
 - ・ 会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規程」及び関連規程等の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実に図る。
 - ・ 金融商品取引法の定めにより、「財務報告に係る内部統制規程」その他の社内規程を整備し、財務報告の適正性を確保するための体制の整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
 - iv 内部監査担当部門として監査委員会直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、監査委員会に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施する。
 - v 「業務分掌一覧」を定め、分掌する職務を明確化する。
 - vi 「決裁基準表」を定め、職位に応じた権限を明確化し、濫用を防ぐ。同基準の内、稟議事項は、稟議制度と運用を組み合わせることで実効性を保つ。

② 情報の保存及び管理体制

- i 「文書管理規程」を定め、会議体の議事録、契約書、稟議記録、その他の重要文書を適切に管理、保存する。
- ii 執行役は、前号の文書に関し、速やかに閲覧できる状態を維持する。
- iii 情報セキュリティに関する諸規程を定めるとともに、各組織及び役職員の役割を決定し、組織的、体系的に情報の保存、管理を行う。
- iv 適時開示
 - ・ 会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署を設置するとともに、執行役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。
 - ・ 開示内容を審議する機関を設置する等、適時開示体制の妥当性等を監視するシステムを確立する。

③ 損失の危険の管理体制

- i 取締役会を定期開催し、又は必要に応じて臨時開催して、執行役の職務執行の状況及び会社の重要事項を適時に把握し、適切な意思決定を行うとともに、取締役相互間及び執行役の牽制を図る。
- ii 不測の事態によりリスクが発現し、又は発現するおそれを生じた場合、必要に応じて代表執行役社長を長とする対策委員会を設置する。
- iii その他当社の損失の危険の管理体制については、「グループリスク管理規程」に定める。

④ 執行役の職務執行の効率性を確保する体制

- i 執行役が2名以上いる場合、取締役会が職務執行の分掌を定める。
- ii 取締役会が、業務執行の決定の委任範囲を定め、執行役へ権限を委譲する。
- iii 決算情報と事業上の指標を取締役会へ定期報告し、経営状態を適切に把握する。
- iv 意思決定の基礎とし得る十分な情報、資料を確保する。
- v 合理的なシステム化を行い、事務リスクの低減と、業務の効率化を図る。
- vi 経営上の検討事項に関し、必要な助言を得るため、適宜に弁護士、公認会計士等の外部専門家を起用する。

⑤ 企業集団の業務の適正を確保する体制

- i 「関係会社管理規程」を定め、適切に運用して、関係会社の健全性を保つ。
- ii 関係会社管理の主管部署を設置し、事業計画の策定、内部管理体制の整備等に関し、助言、指導等を行う。
- iii 関係会社が行う重要な意思決定は、必要に応じて当社が事前に諮問する。
- iv 関係会社の決算情報、機関決定事項、その他重要な情報に関し、定期に報告を受け、経営状態を適切に把握する。
- v 「グループリスク管理規程」を定め、関係会社の事業特性に応じて、市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク及びシステムリスク等を統一的に管理する。
- vi 中核事業である金融商品取引業に関し、次の措置を講じる。
 - ・ リスク相当額を計数的に把握し、自己資本規制比率を適切な水準に維持して、財務の健全性を保

つ。

- ・ システムリスク管理体制を整備し、重要システムの可用性、信頼性及び保守性を高める。
 - ・ 「事業継続計画」を定め、災害、事故、障害等が生じた場合に、重要財産の保全及び事業継続に努める。
- vii 財務報告の信頼性を高めるため、内部統制を整備し、適切に運用する。
 - viii 「内部通報規程」を定め、通報窓口を設置し、不正行為の早期検知を図る。
 - ix 監査委員会は、関係会社の監査役若しくは内部監査部門と連携し、又は自ら調査して、業務の適法性及び妥当性を監査する。
 - x 当社及び当社グループ各社は、親会社以外の株主の利益を尊重し、親会社及びそのグループ会社と取引を行う際は、当該取引の必要性、妥当性及び合理性等について十分に確認し、「決裁基準表」に則り、取締役会等の承認を得ることとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、「業務の適正を確保するための体制」に則った運用を実施しており、その主な取り組みは以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を19回開催し、経営に関する重要事項の決定や業務執行状況の報告が行われています。コンプライアンス、財務報告の適正性確保のための体制整備及び内部監査の実施に関しては、各担当部門によって運用がなされたのち、取締役会や監査委員会等に報告がなされています。また、当社の取り扱う事業内容や規模等の変化に合わせ、適宜業務分掌及び決裁基準を見直しています。

(2) 監査委員の職務の執行について

当事業年度においては、監査委員会を13回開催しています。当社内部監査室は、監査委員会直下に設置されており、事務局として監査委員会の運営を補助する他、主に常勤監査委員が中心となって実施される監査委員会監査業務の補助を行っています。また、当社取締役兼代表執行役社長及び他の取締役、当社子会社代表取締役及び監査役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っています。

(3) 内部監査の実施について

内部監査室は、年間の内部監査計画に則り、内部監査を実施しています。実施結果や改善履行状況については毎月1回開催される監査委員会にて報告されています。

(4) リスク管理体制について

グループ各社において、リスク管理に関する規程が整備され、リスク相当額を計数的に把握し、財務への影響をモニタリングしています。また、当社のグループリスク管理統括部門は、子会社各社のリスク管理部門と連携し、各社が有するリスクの管理状況及び発生状況の報告を受けています。

7 株式会社の支配に関する基本方針

現時点においては特段の定めはありません。

8 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、株主に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としており、2023年12月期については、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%以上を目途に、四半期ごとに配当することを目標としておりました。内部留保資金の用途につきましては、自己資本の増強を含めた経営体質強化と将来の事業展開投資として投入していくこととしております。

また、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を2014年10月1日の臨時株主総会の決議により、定款で定めております。

上記方針に基づき、基準日が2023年12月期に属する1株当たりの配当については、第1四半期末10.10円、第2四半期末5.70円、第3四半期末9.80円、期末は7.20円の配当を行うことを決定し、年間で32.80円となりました。

なお、2024年12月期の配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%以上を目途に、四半期ごとに配当することを目標とすることといたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第13期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第12期 2022年12月31日現在	科 目	第13期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第12期 2022年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	1,089,851	963,834	流動負債	1,023,139	912,796
現金及び預金	83,095	74,396	トレーディング商品	3,413	2,451
預託金	511,989	486,478	商品有価証券等	252	149
預け金	1,880	2,682	デリバティブ取引	3,161	2,301
トレーディング商品	5,075	7,421	約定見返勘定	639	208
商品有価証券等	1,529	2,636	信用取引負債	31,816	35,929
デリバティブ取引	3,545	4,785	信用取引借入金	6,155	8,769
自己保有暗号資産	15,267	3,575	信用取引貸証券受入金	25,660	27,159
利用者暗号資産	157,146	61,936	有価証券担保借入金	15,698	26,233
約定見返勘定	71	58	有価証券貸借取引受入金	15,698	26,233
信用取引資産	127,497	143,065	預り金	62,009	53,600
信用取引貸付金	119,783	135,512	預り暗号資産	157,146	61,948
信用取引借証券担保金	7,714	7,552	受入保証金	572,893	558,012
有価証券担保貸付金	12,531	12,695	受取差金勘定	11,677	11,259
借入有価証券担保金	12,531	12,695	外国為替証拠金取引顧客差金	10,538	7,907
立替金	127	170	外国為替証拠金取引自己差金	287	2,650
短期差入保証金	70,718	73,975	商品CFD取引顧客差金	270	394
支払差金勘定	99,014	94,553	商品CFD取引自己差金	43	191
外国為替証拠金取引顧客差金	97,147	91,802	その他の受取差金勘定	537	115
外国為替証拠金取引自己差金	623	374	借入暗号資産	11,667	2,987
商品CFD取引顧客差金	793	657	短期借入金	137,183	134,424
商品CFD取引自己差金	—	19	1年内返済予定の長期借入金	9,674	15,288
その他の支払差金勘定	450	1,699	リース債務	1	1
前払費用	919	823	前受収益	218	59
未収入金	2,323	3,763	未払金	1,983	3,598
未収収益	1,299	1,285	未払費用	3,003	2,676
短期貸付金	844	419	未払法人税等	3,508	548
その他	741	553	賞与引当金	234	379
貸倒引当金	△694	△4,022	役員賞与引当金	343	—
固定資産	35,647	27,648	契約損失引当金	—	3,170
有形固定資産	1,483	1,867	資産除去債務	—	7
建物	418	435	その他	26	9
器具備品	1,036	1,402	固定負債	54,976	36,404
土地	24	24	社債	9,800	—
リース資産	3	4	長期借入金	44,703	35,778
無形固定資産	17,303	19,653	リース債務	2	3
のれん	9,018	9,943	長期未払金	—	337
ソフトウェア	2,090	2,402	資産除去債務	250	248
ソフトウェア仮勘定	233	464	繰延税金負債	13	—
その他	5,960	6,843	退職給付に係る負債	46	36
投資その他の資産	16,860	6,127	金リスワップ負債	159	—
投資有価証券	9,208	3,835	特別法上の準備金	942	949
長期貸付金	3,026	897	金融商品取引責任準備金	942	949
長期差入保証金	496	493	負債合計	1,079,058	950,151
破産更生債権等	9,660	25	● 純資産の部		
長期前払費用	355	559	株主資本	44,217	37,943
繰延税金資産	591	327	資本金	705	705
出資金	1	1	資本剰余金	2,152	549
その他	24	105	利益剰余金	43,656	38,985
貸倒引当金	△6,503	△118	自己株式	△2,297	△2,297
資産合計	1,125,498	991,482	その他の包括利益累計額	2,213	1,655
			その他有価証券評価差額金	221	193
			繰延ヘッジ損益	△120	61
			為替換算調整勘定	2,111	1,399
			非支配株主持分	9	1,732
			純資産合計	46,440	41,330
			負債・純資産合計	1,125,498	991,482

(注) (ご参考) 第12期 (2022年12月31日現在) は、監査対象外です。

連結損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位: 百万円)

科 目	第13期		(ご参考) 第12期	
	自 2023年1月1日 至 2023年12月31日		自 2022年1月1日 至 2022年12月31日	
営業収益		51,432		46,533
受入手数料	3,607		4,295	
トレーディング損益	39,825		35,181	
金融収益	7,622		6,385	
その他の営業収益	103		86	
その他の売上高	273		585	
金融費用		3,294		2,261
売上原価		23		388
純営業収益		48,114		43,884
販売費及び一般管理費		33,663		34,734
取引関係費	11,714		11,939	
人件費	5,310		5,458	
不動産関係費	4,848		4,944	
事務費	3,663		3,573	
減価償却費	2,629		2,724	
租税公課	1,247		1,062	
貸倒引当金繰入額	3,132		3,801	
のれん償却額	924		1,047	
その他	192		182	
営業利益		14,451		9,150
営業外収益		96		132
為替差益	22		—	
投資事業組合運用益	20		9	
キャッシュバック収入	20		5	
還付加算金	6		4	
債務消滅益	4		34	
その他	21		78	
営業外費用		441		1,407
投資事業組合運用損	154		196	
デリバティブ損失	87		648	
社債発行費	86		—	
投資有価証券売却損	45		—	
売買過誤差損金	0		6	
支払報酬	—		278	
為替差損	—		177	
その他	67		100	
経常利益		14,107		7,875
特別利益		31		—
子会社株式売却益	24		—	
金融商品取引責任準備金戻入	7		—	
特別損失		1,387		4,607
投資有価証券評価損	964		963	
減損損失	329		206	
固定資産除却損	94		—	
契約損失引当金繰入額	—		3,170	
顧客損失補填金	—		241	
金融商品取引責任準備金繰入れ	—		25	
税金等調整前当期純利益		12,750		3,267
法人税等		5,245		2,587
法人税、住民税及び事業税	5,464		3,921	
法人税等調整額	△218		△1,333	
当期純利益		7,504		680
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△144		△532
親会社株主に帰属する当期純利益		7,649		1,212

(注) (ご参考) 第12期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) は、監査対象外です。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 純 資 産 株 持 主 分 合 計
	資本金	資 余 金	本 利 益 余 金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	繰 ヘ ッ 損	延 ジ 益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
2023年1月1日残高	705	549	38,985	△2,297	37,943	193	61		1,399	1,655	1,732	41,330
当期変動額												
株式交換による増加		1,603			1,603							1,603
剰余金の配当			△2,978		△2,978							△2,978
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,649		7,649							7,649
自己株式の取得				△0	△0							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						28	△182		712	558	△1,723	△1,164
当期変動額合計	—	1,603	4,671	△0	6,274	28	△182		712	558	△1,723	5,109
2023年12月31日残高	705	2,152	43,656	△2,297	44,217	221	△120		2,111	2,213	9	46,440

連 結 注 記 表

当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定のほか「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	11社
主要な連結子会社の名称	GMOクリック証券株式会社 GMO-Z.com Forex HK Limited GMO-Z.com Trade UK Limited GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited GMOコイン株式会社 GMOアダム株式会社 GMOオフィスサポート株式会社 GMO外貨株式会社

なお、当連結会計年度において株式会社FXプライムbyGMOは、2023年9月1日付で、連結子会社であるGMOコイン株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、GMO-Z.com Bullion HK Limitedは、すべての株式を譲渡したことにより、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので持分法の適用はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）

時価法を採用しております。

- ・トレーディング商品に属さない有価証券
その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合等への出資持分

直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産は除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法(ただし、建物(建物附属設備を除きます。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、在外連結子会社については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～50年

器具備品 3年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産は除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）の主な耐用年数については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。また、顧客関連資産の耐用年数については、その効果の及ぶ期間（9年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③重要な引当金及び準備金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

二. 金融商品取引責任準備金

有価証券の売買その他取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

受入手数料

当社は証券・FX事業において、主に個人投資家を対象として株式及び市場デリバティブ取引に係る取次事業を営んでおり、取引規程等に基づいて売買注文の市場への取次を履行する義務を負っております。当該履行義務は約定日に充足されることから、約定日時点（一時点）で収益を認識しております。

また、暗号資産事業において、主に個人投資家を対象に取引規程等に基づいて暗号資産の取引所として顧客間の取引の約定成立を履行する義務及び顧客から預かった暗号資産建玉を保管する義務を負っております。当該履行義務はそれぞれ約定日及び営業日が切り替わる時点に充足されることから、約定日及び営業日が切り替わる時点（一時点）で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

当社において定められているグループリスク管理規程及びデリバティブ取引規程に基づき、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、12年で均等償却しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

ハ. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

二. 控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、主として長期前払費用として計上し、法人税法の規定により5年間で均等償却しております。

ホ. 顧客を相手方とする店頭外国為替証拠金取引の会計処理

顧客との間で行われる店頭外国為替証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益、並びに未決済ポジションに係るスワップポイントの授受をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、顧客を相手方とする店頭外国為替証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替証拠金取引顧客差金に計上しております。

また、本邦内における顧客からの預り資産は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、在外連結子会社における顧客からの預り資産は、現地の法令に基づき自己の資産と区分して管理しており、これらを連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

ヘ. カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の会計処理

カウンターパーティーとの間で行われる外国為替取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、カウンターパーティーを相手方とする外国為替取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細毎に算定し、これらを合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上の外国為替証拠金取引自己差金に計上しております。

ト．暗号資産取引に係る会計処理

暗号資産取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。また、活発な市場が存在する保有暗号資産は、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額はトレーディング損益として計上しております。

また、預託者から預かっている暗号資産は、連結貸借対照表上、利用者暗号資産及び預り暗号資産としてそれぞれ資産及び負債に計上し、保有する暗号資産と同様の方法により評価を行っており、評価損益は計上していません。

暗号資産取引に係る利用者からの預り金は、資金決済法第63条の11第1項の規定に基づき、暗号資産交換業者に関する内閣府令第26条に定める方法により分別管理しており、連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

チ．暗号資産証拠金取引の会計処理

暗号資産証拠金取引については、取引に係る決済損益及び評価損益をトレーディング損益として計上しております。

なお、評価損益は、暗号資産証拠金取引の未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを取引相手方ごとに合算し損益を相殺して算出しており、これと同額を連結貸借対照表上のその他の支払差金勘定又はその他の受取差金勘定に計上しております。

また、暗号資産証拠金取引に係る利用者からの受入保証金は、金融商品取引法第43条の3第1項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第143条第1項第1号に定める方法により区分管理しており、連結貸借対照表上の預託金に計上しております。

リ．関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

暗号資産の差し入れについては、すべて活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額は、トレーディング損益として計上しております。

暗号資産の貸し付け及び借り入れについては、すべて活発な市場が存在することから、市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表に計上するとともに、帳簿価額との差額はトレーディング損益として計上しております。

ヌ．グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

ル．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42

号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「短期貸付金」は、419百万円であります。

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「長期貸付金」は、897百万円であります。

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「退職給付に係る負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「退職給付に係る負債」は、36百万円であります。

連結損益計算書関係

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「キャッシュバック収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「キャッシュバック収入」は、5百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれん及びその他の無形固定資産の評価

①連結計算書類に計上した金額

2021年12月期においてGMO外貨株式会社を買収したことに伴い計上したのれん及びその他の無形固定資産（顧客関連資産）の当連結会計年度末の連結貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額
のれん	9,018百万円
その他の無形固定資産	5,960百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 連結計算書類に計上した金額の算出方法

GMO外貨株式会社との企業結合取引により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であり、取得価額と被取得企業の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上しております。また、顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって定期的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候の把握においては、株式取得時の事業計画と実績の比較に基づき、超過収益力等の著しい低下の有無を検討しております。減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

なお、当連結会計年度末において、のれん及び顧客関連資産は、減損の兆候はないと判断しております。

ロ. 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

のれんの金額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率、無形固定資産に計上された「顧客関連資産」の当該資産から得られる将来キャッシュ・フローにおける既存顧客の残存率、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー及び「顧客関連資産」から得られる将来キャッシュ・フローのそれぞれが見積値から乖離するリスクについて反映するための割引率を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の減損損失を認識する可能性があります。

(2) GMOあおぞらネット銀行株式の評価

①連結計算書類に計上した金額

当社は当連結会計年度において、GMOあおぞらネット銀行株式会社の株式を8,047百万円追加取得し、前連結会計年度において計上していた契約損失引当金3,170百万円を控除した4,876百万円を投資有価証券として計上しております。当該金額には、取得時に見込んだGMOあおぞらネット銀行株式会社の超過収益力等が含まれております。

前連結会計年度において計上していた同株式773百万円と合わせ、当該株式の当連結会計年度末の連結貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（GMOあおぞらネット銀行株式会社）	5,649百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ．連結計算書類に計上した金額の算出方法

当該投資有価証券は、市場価格のない株式等であり、GMOあおぞらネット銀行株式会社の超過収益力等を含んだ取得原価をもって帳簿価額としています。ただし、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

直近の状況においてGMOあおぞらネット銀行株式会社の営業活動から生じる損益は継続してマイナスであります。同社の将来の事業計画及びその達成状況等を基礎とした検討を行った結果、同社の超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下は生じていないため、評価損を認識しておりません。

ロ．連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

超過収益力等の減少を検討する際に利用した事業計画における将来の法人預金口座数、ローン残高並びに一口座当たりの為替件数及びデビットカード利用額を主要な仮定としております。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力等の減少による実質価額の著しい低下が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、投資有価証券評価損を認識する可能性があります。

(3) 貸倒引当金

①連結計算書類に計上した金額

	連結貸借対照表計上額
貸倒引当金（流動）	694百万円
貸倒引当金（固定）	6,503百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 連結計算書類に計上した金額の算出方法

一般債権については、連結子会社であるGMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limitedにおいては予想損失の見積りにより、その他の連結子会社においては貸倒実績率により回収不能見込額を計上しております。また、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に見積もった回収可能額を、債権残高から差し引いた残額を回収不能見込額として計上しております。

ロ. 連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

連結会計年度末における顧客の返済能力に関する評価及び代用有価証券として差し入れを受けている有価証券や、他の担保資産における評価を主要な仮定としております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

回収可能性の算定にあたっては、現時点における最善の見積りであるものの、見積りに用いた仮定には不確実性があり、個別の顧客の返済能力に関する新たな追加的な情報や経済状況等の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、貸倒引当金の金額に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

暗号資産に関する注記

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	連結貸借対照表計上額
保有する暗号資産(預託者から預っている暗号資産を除く)	15,267百万円
差し入れている暗号資産 (*)	600百万円
貸し付けている暗号資産 (*)	16百万円
預託者から預っている暗号資産	157,146百万円
合計	173,030百万円

(*) 差し入れている暗号資産及び貸し付けている暗号資産は、連結貸借対照表上の「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

①活発な市場が存在する暗号資産

	保有数量 (単位)		連結貸借対照表計上額
ビットコイン	666.401	BTC	3,998百万円
イーサリアム	26,332.011	ETH	8,473百万円
ビットコインキャッシュ	9,322.880	BCH	342百万円
ライトコイン	19,865.611	LTC	206百万円
リップル	12,565,335.857	XRP	1,095百万円
ネム	448,592.351	XEM	2百万円
ステラ	3,205,323.374	XLM	58百万円
ベーシックアテンショントークン	1,093,115.247	BAT	39百万円
オーエムジー	1,660.647	OMG	0百万円
テゾス	286,992.408	XTZ	41百万円
クワンタム	43,057.179	QTUM	22百万円
エンジンコイン	385,811.379	ENJ	21百万円
ポリカドット	604,865.453	DOT	709百万円
コスモス	224,591.061	ATOM	340百万円
モナコイン	148,448.398	MONA	8百万円
シンボル	1,878,030.933	XYM	8百万円
カルダノ	701,590.319	ADA	59百万円
メイカー	119.371	MKR	29百万円
ダイ	147,627.123	DAI	20百万円
チェーンリンク	12,015.504	LINK	25百万円
F C Rコイン	65,146,055.000	FCR	19百万円
ドージコイン	2,255,760.303	DOGE	28百万円
ソラナ	8,225.986	SOL	121百万円
フレア	60,382,630.861	FLR	151百万円
アスター	1,962,446.331	ASTR	37百万円
ファイルコイン	8,010.501	FIL	8百万円
ザ・サンドボックス	82,890.716	SAND	6百万円
チリーズ	458,081.823	CHZ	5百万円
合計	—		15,883百万円

②活発な市場が存在しない暗号資産

重要性が乏しいため記載を省略しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 差入れている有価証券及び差入を受けている有価証券の時価額

① 差入れている有価証券の時価額

信用取引貸証券	26,444百万円
信用取引借入金の本担保証券	6,216百万円
消費貸借契約により貸し付けた有価証券	15,146百万円
差入保証金代用有価証券	74,859百万円

② 差入を受けている有価証券の時価額

信用取引貸付金の本担保証券	83,933百万円
信用取引借証券	7,624百万円
消費貸借契約により借り入れた有価証券	66,836百万円
受入保証金代用有価証券	312,225百万円
その他担保として受け入れた有価証券	74,601百万円

(2) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

① 所有権留保等資産

建物	26百万円
器具備品	85百万円

② 所有権留保付債務

未払金	333百万円
-----	--------

(3) 担保に供されている資産及び担保付債務

① 担保に供されている資産

信用取引貸付金	8,276百万円
関係会社株式	28,755百万円

(*) 関係会社株式は連結計算書類上、相殺消去しております。

② 担保付債務

短期借入金	28,613百万円
1年内返済予定の長期借入金	2,630百万円
長期借入金	20,382百万円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	241百万円
器具備品	3,368百万円
リース資産	19百万円

(5) 保証債務

下記の会社のスタンバイ信用状に対して、次のとおり債務保証を行っております。

GMOあおぞらネット銀行株式会社 1,598百万円

(*) 外貨建保証債務が98百万円（700千米ドル）含まれております。なお、外貨建保証債務は、連結会計年度末の為替相場により円換算しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	117,909,153	4,182,750	－	122,091,903

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年4月28日 取締役会	普通株式	1,149	10.10	2023年3月31日	2023年6月20日
2023年8月1日 取締役会	普通株式	672	5.70	2023年6月30日	2023年9月20日
2023年10月31日 取締役会	普通株式	1,156	9.80	2023年9月30日	2023年12月20日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年2月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	867	7.20	2023年12月31日	2024年3月22日

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数に関する事項

普通株式 1,775,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社（以下、「GMO-FH」といいます。）は、一般投資家に対する有価証券取引や外国為替証拠金取引等の金融商品取引サービス及び暗号資産の売買や暗号資産証拠金取引等の暗号資産取引サービスを提供することを主たる事業としており、金融商品取引サービスは連結子会社5社により、暗号資産取引サービスは、連結子会社1社により提供しております。

当該事業から発生する資金負担に備えるため、GMO-FHは手元流動性の維持並びに複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得することにより資金需要に備えております。その他、外国為替取引においてカウンターパーティーとの間のカバー取引に必要な差入証拠金の一部を、金融機関との支払保証契約に基づく保証状によって代用することにより、資金負担を軽減しております。

GMO-FHが提供する外国為替証拠金取引、暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引は、顧客との間で自己が取引の相手方となって取引を行うため、取引の都度、GMO-FHにはポジション（持ち高）が発生します。GMO-FHは、発生したそれらのポジションの為替変動リスクや価格変動リスクを低減するため、一部の連結子会社では、財政状態を基礎としたポジション限度枠を定め、カウンターパーティーその他の金融機関との間で適宜カバー取引を行うことにより、保有するポジション額をその範囲内に留めております。

②金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理体制

GMO-FHが保有する金融商品は、有価証券関連取引又は外国為替証拠金取引及び暗号資産証拠金取引等の店頭デリバティブ取引に付随するものに大別され、信用リスク、流動性リスク、市場リスクを有しております。

イ. 有価証券関連取引について

株式取引における信用取引及び株価指数先物・オプション取引において、顧客との間で発生しうる信用リスク低減のための事前策として、口座開設基準、発注限度額並びに建玉限度額を設け、与信提供に一定の制限を設けております。また、顧客から取引額に対して一定の保証金（金銭又は有価証券）の差し入れを受けております。

取引開始後、相場変動により顧客の評価損失が拡大あるいは代用有価証券の価値が下落し、顧客の担保額が必要額を下回った場合、GMO-FHは顧客に対して追加の担保差し入れ（追証）を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、GMO-FHは顧客の取引を強制的に決済することで取引を解消します。

強制決済による決済損失が担保額を上回る場合は、顧客に対して超過損失分の金銭債権が生じることです。当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMO-FHは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

なお、顧客との間で発生しうる信用リスクをより低減するために、GMOクリック証券株式会社においては、週に一度、信用取引に係る代用有価証券の掛目変更等の見直しを行っているほか、株価指数先物・オプション取引における証拠金率の見直しを行っております。GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limitedにおいては、定期的に顧客の取引状況や属性等を確認し、信用取引に係る証拠金維持率の見直し等の対応を行っております。

ロ. 店頭デリバティブ取引について

顧客との間で行われる店頭外国為替証拠金取引や暗号資産証拠金取引等のデリバティブ取引については、取引の都度、GMO-FHにはポジション（持ち高）が発生するため、そのポジションに対し市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）を有することになります。

また、急激な相場の変動等の要因により、顧客が差入れている証拠金を超える損失が発生する可能性があり、この場合、顧客に対し超過損失分の金銭債権が生じることで、当該金銭債権について信用リスクが発生します。GMO-FHは、顧客に対して当該金銭債権の支払を求めますが、顧客がその支払に応じない場合、その不足額の全部又は一部が回収不能となる可能性があります。

これらのリスクに関して、GMO-FHは顧客との取引により生じる市場リスク（為替変動リスク、価格変動リスク）については、他の顧客の反対売買取引と相殺する店内マリーやカウンターパーティーとの間で反対売買を行うカバー取引を行うことでリスクの低減を図っております。ただし、システムトラブル等の原因によりカバー取引が適切に行われなかった場合やポジション管理の不備が生じた場合には、ヘッジが行われていないポジションについて市場リスクを有することとなります。

また、顧客との間で発生しうる信用リスクについては、顧客の証拠金維持率（顧客が保有する未決済ポジションの時価に対する証拠金の比率）が一定の値を下回った場合、未決済ポジションを強制決済する自動ロスカット制度を採用することにより、当該リスクの発生可能性を低減しております。

一方、カウンターパーティーとの間で行われるカバー取引については、カウンターパーティーの意向により取引が実行できないという流動性リスクを有しております。また、カウンターパーティーに対する差入証拠金等の金銭債権について、カウンターパーティーの破綻等による信用リスクを有しております。

これらのリスクに関して、GMO-FHは流動性を確保するために複数のカウンターパーティーを選定することにより、流動性リスクを分散しております。また、為替変動リスク、価格変動リスクについては、保有しているポジション額をシステム的に自動制御しているほか、1営業日に複数回、業務部門において、顧客との取引によって生じるポジション額、自己保有しているポジション額及びカウンターパーティーとの取引により生じるポジション額が一致していることを確認する体制をとる等、各連結子会社において定められた方針に基づき管理を行っております。

また、カウンターパーティーの信用リスクに対しては、一定の格付けを有する等の社内基準に則りカウンターパーティーを選別し、定期的に格付け情報の変更等の信用状況の変化を確認する等により与信管理を行っております。

ハ. その他業務全般

関係諸法令の要求に基づき、顧客から預託を受けた金銭は銀行等へ預入又は信託を行う必要があります。当該金銭のうち、信託財産は委託先である信託銀行等が破綻に陥った場合でも、信託法によりその財産は保全されることとなっており、信託銀行等の信用リスクからは遮断されております。

また、証券金融会社やカウンターパーティーへの預託が必要となる保証金及び証拠金の差入れや、取引等に基づく顧客資産の増減と信託の差替えタイミングのズレによる一時的な資金負担の増加に伴い流動性リスクが発生しますが、GMO-FHIは手元流動性の維持に加え、複数の取引金融機関からコミットメントライン等を取得し、急激な資金需要に備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。また、「現金及び預金」、「預託金」、「信用取引貸付金」、「信用取引借証券担保金」、「借入有価証券担保金」、「短期差入保証金」、「信用取引借入金」、「信用取引貸証券受入金」、「有価証券貸借取引受入金」、「預り金」、「受入保証金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① トレーディング商品			
商品有価証券等	1,529	1,529	—
② 投資有価証券	344	344	—
資産計	1,873	1,873	—
① トレーディング商品			
商品有価証券等	252	252	—
② 社債	9,800	9,793	△6
③ 長期借入金（＊１）	54,378	54,339	△38
負債計	64,430	64,385	△45
デリバティブ取引（＊２、３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの			
① 有価証券関連CFD取引関係			
イ．トレーディング商品	158	158	—
ロ．トレーディング商品	225	225	—
② 外国為替証拠金取引関係			
イ．外国為替証拠金取引顧客差金	86,609	86,609	—
ロ．外国為替証拠金取引自己差金	335	335	—
③ 商品CFD取引関係			
イ．商品CFD取引顧客差金	522	522	—
ロ．商品CFD取引自己差金	△43	△43	—
④ 暗号資産証拠金取引関連			
その他の差金勘定	△87	△87	—
ヘッジ会計が適用されているもの			
⑤ 金利関連	△159	△159	—
デリバティブ取引計	87,561	87,561	—

（＊１）長期借入金は１年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

（＊３）各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を、「ロ」は取次ブローカー又はカウンターパーティーとのデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を表しております。

(注1) デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類毎の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。

①通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	外国為替証拠金取引				
	売建	1,084,281	—	23,919	23,919
	買建	992,294	—	63,025	63,025
	合計			86,945	86,945

②有価証券関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	8,447	—	—	—
	買建	8,652	—	5	5
店頭	株価指数CFD取引				
	売建	39,813	—	△2,699	△2,699
	買建	39,018	—	3,244	3,244
	株式CFD取引				
	売建	3,629	—	△143	△143
	買建	2,825	—	△23	△23
	合計			384	384

③商品関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	商品先物取引				
	売建	71	－	△3	△3
	買建	4,505	－	△22	△22
店頭	商品取引				
	売建	337	－	0	0
	買建	1,409	－	△18	△18
	商品CFD取引				
	売建	13,327	－	385	385
	買建	7,013	－	136	136
合計				479	479

④暗号資産関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	暗号資産証拠金取引				
	売建	4,790	－	△239	△239
	買建	986	－	151	151
合計				△87	△87

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約金等	契約額等のうち1年超	時価
原則的 処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	32,438	23,161	△159
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	970	970	－

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格がない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,743
投資事業有限責任組合出資金（＊）	3,120
合計	8,863

（＊）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24－16項の取扱いを適用し、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	83,095	—	—
預託金	511,989	—	—
信用取引貸付金	119,783	—	—
信用取引借証券担保金	7,714	—	—
借入有価証券担保金	12,531	—	—
短期差入保証金	70,718	—	—
合計	805,833	—	—

(注4) 社債、短期借入金、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超
信用取引借入金	6,155	—	—
信用取引貸証券受入金	25,660	—	—
有価証券貸借取引受入金	15,698	—	—
短期借入金	137,183	—	—
長期借入金	9,674	44,703	—
社債	—	9,800	—
合計	194,373	54,503	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
① トレーディング商品				
商品有価証券等	1,150	379	－	1,529
② 投資有価証券				
株式	344	－	－	344
資産計	1,494	379	－	1,873
① トレーディング商品				
商品有価証券等	252	－	－	252
負債計	252	－	－	252
デリバティブ取引				
① 有価証券関連CFD取引関係				
イ. トレーディング商品	－	158	－	158
ロ. トレーディング商品	225	－	－	225
② 外国為替証拠金取引関係				
イ. 外国為替証拠金取引顧客差金	－	86,609	－	86,609
ロ. 外国為替証拠金取引自己差金	－	335	－	335
③ 商品CFD取引関係				
イ. 商品CFD取引顧客差金	－	522	－	522
ロ. 商品CFD取引自己差金	－	△43	－	△43
④ 暗号資産証拠金取引関連				
その他の差金勘定	－	△87	－	△87
⑤ 金利関連	－	△159	－	△159
デリバティブ取引計	225	87,335	－	87,561

(*) 各取引において、「イ」は顧客とのデリバティブ取引によって生じた正味の時価を、「ロ」は取次ブローカー又はカウンターパーティーとのデリバティブ取引によって生じた正味の時価を表しております。

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	－	9,793	－	9,793
長期借入金	－	54,339	－	54,339
負債計	－	64,132	－	64,132

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

①トレーディング商品 商品有価証券等

株式の時価は、取引所の価格を用いて評価しており、レベル 1 の時価に分類しております。債券の時価は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル 2 の時価に分類しております。

②投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されていることから、レベル 1 の時価に分類しております。

負 債

①トレーディング商品 商品有価証券等

株式の時価は、取引所の価格を用いて評価しており、レベル 1 の時価に分類しております。債券の時価は、取引金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル 2 の時価に分類しております。

②社債

社債の時価は、元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

①有価証券関連 C F D 取引関係

イ. トレーディング商品

株価指数先物取引、株価指数 C F D 取引及び株式 C F D 取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を基に当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

ロ. トレーディング商品

株価指数先物取引、株価指数 C F D 取引及び株式 C F D 取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格を用いて評価しており、レベル 1 の時価に分類しております。

②外国為替証拠金取引関係

外国為替証拠金取引の時価は、連結会計年度末の直物為替相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

③商品ＣＦＤ取引関係

商品先物取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。商品取引の時価は、連結会計年度末の直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。商品ＣＦＤ取引の時価は、連結会計年度末の各取引所における最終取引価格及び直物相場に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

④暗号資産証拠金取引関係

暗号資産証拠金取引の時価は、連結会計年度末の市場価格に基づき当社で生成した独自の価格を用いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

⑤金利関連

金利スワップの時価は、取引先金融機関から提示された価格を用いて評価しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(１) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	証券・FX事業	暗号資産事業	計		
営業収益					
受入手数料	2,558	1,048	3,607	－	3,607
その他	92	1	93	284	377
顧客との契約から生じる収益	2,650	1,049	3,700	284	3,984
トレーディング損益	37,533	2,291	39,825	－	39,825
金融収益	7,621	1	7,622	－	7,622
その他の収益	45,155	2,292	47,448	－	47,448
外部顧客への営業収益	47,806	3,342	51,148	284	51,432

(*) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、システム関連事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権の残高

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	264百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	208百万円

（＊）顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、「未収収益」に計上しております。

②残存履行義務に配分した取引金額

当社では、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る開示を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額	393円52銭
（2）1株当たり当期純利益	65円41銭

11. その他の注記

企業結合に関する注記

簡易株式交換によるGMOコイン株式会社の完全子会社化

当社は、2023年3月22日開催の取締役会決議に基づき、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社であるGMOコイン株式会社（以下、「GMOコイン」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を2023年4月13日付で実施いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称：GMOコイン株式会社

事業の内容：暗号資産交換業

②企業結合日

2023年4月13日（効力発生日）

2023年4月1日（みなし取得日）

③企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、GMOコインを株式交換完全子会社とする株式交換

④本株式交換の目的

本株式交換は、グループ資源の効率的かつ機動的な活用、既存事業の基盤の一層強力な推進、GMO-FHの一体経営をより強化することにより、GMOコイン及びGMO-FHの持続的成長と更なる企業価値向上を目的としております。

⑤結合後企業の名称

変更ありません

（2）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

（3）子会社株式の追加取得に関する事項

①取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	当社普通株式	2,417百万円
取得原価		2,417百万円

②株式の種類別の交換比率及び交付した株式数

	当社	GMOコイン
株式交換比率	1	507
株式交換により交付した株式数	当社普通株式：4,182,750株	

③株式交換比率の算定方法

当社は、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼し、受領した株式交換比率に関する算定書を踏まえて、当社及びGMOコインの財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、真摯に協議・検討を重ねてまいりました。その結果、本株式交換比率はそれぞれの株主の利益を損ねるものではなく妥当であると判断いたしました。

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

1,603百万円

12. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立

当社は、2023年12月19日開催の取締役会において、当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社等との共同出資による子会社を設立することを決議し、2024年1月11日付で設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

GMO-FHは、持続的成長の実現に向けて、強みである既存事業の収益基盤のさらなる強化に加えて、成長性が期待される新規事業領域への積極投資を推進しております。今般、堅牢で利便性の高い金融サービスを提供するGMO-FHとGMOインターネットグループ株式会社のセキュリティ事業等のノウハウ・技術力を活かし、医療分野におけるデジタル化の促進を通じて新たな価値創造と企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 設立する子会社の概要

①	名称	GMOヘルステック株式会社
②	所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 福留 理
④	事業内容	医療プラットフォーム事業
⑤	資本金	490百万円
⑥	設立年月日	2024年1月11日
⑦	出資比率	当社 56.7%
		GMOインターネットグループ株式会社 33.3%
		4U株式会社 10.0%

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	第13期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第12期 2022年12月31日現在	科 目	第13期 2023年12月31日現在	(ご参考) 第12期 2022年12月31日現在
● 資産の部			● 負債の部		
流動資産	32,093	14,779	流動負債	30,236	38,174
現金及び預金	11,838	751	預り金	77	9,730
短期貸付金	17,230	8,066	短期借入金	21,800	12,000
前払費用	683	444	1年内返済予定の長期借入金	6,174	11,288
未収入金	972	4,613	未払金	515	475
未収収益	1,384	880	未払費用	1,161	1,312
その他	85	22	未払法人税等	6	3
貸倒引当金	△100	—	前受金	23	8
固定資産	74,671	70,996	前受収益	4	9
有形固定資産	1,400	906	賞与引当金	129	173
建物	407	417	役員賞与引当金	343	—
器具備品	993	488	契約損失引当金	—	3,170
無形固定資産	1,662	1,211	資産除去債務	—	0
ソフトウエア	1,527	885	固定負債	50,904	32,856
ソフトウエア仮勘定	134	326	社債	9,800	—
投資その他の資産	71,609	68,878	長期借入金	40,703	32,278
投資有価証券	8,594	3,547	長期未払金	—	337
関係会社株式	60,205	58,199	資産除去債務	241	240
長期貸付金	—	4,500	金利スワップ負債	159	—
長期差入保証金	321	338	負債合計	81,140	71,031
長期前払費用	319	106	● 純資産の部		
繰延税金資産	2,146	2,082	株主資本	25,545	14,514
その他	22	104	資本金	705	705
資産合計	106,765	85,775	資本剰余金	9,278	6,383
			資本準備金	3,968	1,550
			その他資本剰余金	5,310	4,832
			利益剰余金	16,480	9,722
			その他利益剰余金	16,480	9,722
			繰越利益剰余金	16,480	9,722
			自己株式	△919	△2,297
			評価・換算差額等	79	230
			その他有価証券評価差額金	200	168
			繰延ヘッジ損益	△120	61
			純資産合計	25,625	14,744
			負債・純資産合計	106,765	85,775

(注) (ご参考) 第12期 (2022年12月31日現在) は、監査対象外です。

損益計算書 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位: 百万円)

科 目	第13期		(ご参考) 第12期	
	自 2023 年 1 月 1 日	至 2023 年 12 月 31 日	自 2022 年 1 月 1 日	至 2022 年 12 月 31 日
営業収益		20,205		19,471
システム関連収益	5,823		4,768	
業務受託料	1,634		1,064	
サイト運営収益	39		—	
金融収益	12,706		13,637	
営業費用		10,097		7,679
販売費及び一般管理費		8,682		6,345
取引関係費	747		508	
人件費	2,007		1,559	
不動産関係費	1,686		1,290	
事務費	3,223		2,294	
減価償却費	747		567	
租税公課	77		58	
貸倒引当金繰入額	100		—	
その他	93		65	
売上原価		819		978
金融費用		595		355
営業利益		10,107		11,791
営業外収益		49		33
設備賃貸料	20		18	
キャッシュバック収入	17		4	
還付加算金	5		0	
その他	6		10	
営業外費用		237		195
投資事業組合運用損	148		192	
社債発行費	86		—	
その他	2		2	
経常利益		9,919		11,629
特別利益		30		—
子会社株式売却益	30		—	
特別損失		858		4,659
関係会社株式評価損	568		518	
貸倒損失	187		—	
契約損失引当金繰入額	—		3,170	
投資有価証券評価損	—		963	
子会社株式清算損	—		6	
その他	102		0	
税引前当期純利益		9,092		6,970
法人税等		△644		△1,516
法人税、住民税及び事業税	△733		△566	
法人税等調整額	89		△950	
当期純利益		9,736		8,487

(注) (ご参考) 第12期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) は、監査対象外です。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 却 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
2023年1月1日残高	705	1,550	4,832	6,383	9,722	9,722	△2,297	14,514	168	61	230	14,744
当期変動額												
株式交換による増加		2,417		2,417				2,417				2,417
剰余金の配当					△2,978	△2,978		△2,978				△2,978
当期純利益					9,736	9,736		9,736				9,736
自己株式の取得							△0	△0				△0
自己株式の処分			477	477			1,377	1,855				1,855
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									31	△182	△150	△150
当期変動額合計	－	2,417	477	2,895	6,758	6,758	1,377	11,031	31	△182	△150	10,880
2023年12月31日残高	705	3,968	5,310	9,278	16,480	16,480	△919	25,545	200	△120	79	25,625

個 別 注 記 表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）の規定に準拠して作成しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業組合等への出資持分

直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法(ただし、建物(建物附属設備を除きます。))並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～50年

器具備品 3年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）の耐用年数については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度の業績を勘案して算出した支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社等からのシステム関連収益、業務受託料及び受取配当金となります。

①システム関連収益

子会社向けに開発されたアプリケーションソフトのASP方式によるサービス提供、子会社からのシステム開発及び保守等の業務受託を行っております。ASP方式によるサービス提供は、契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。システム開発及び保守等の業務受託は、発生した労働時間及び契約期間が履行義務であり、一定の期間で収益を認識しております。

②業務受託料

子会社に対してグループ全体の戦略的意思決定等の経営指導及び管理業務等の役務提供を行っており、その対価として業務受託料を受領しています。契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で収益を認識しております。

③受取配当金

配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他の計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

社債発行費

社債発行費は、支出時に全額費用処理しております。

②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理し

ております。

③ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

当社において定められているグループリスク管理規程及びデリバティブ取引規程に基づき、一部の借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っております。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

「営業外収益」の「設備賃借料」、「キャッシュバック収入」及び「還付加算金」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

「営業外費用」の「投資事業組合運用損」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

①計算書類に計上した金額

2021年12月期においてGMO外貨株式会社を買収したことに伴い計上した関係会社株式の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額
関係会社株式（GMO外貨株式会社）	28,755百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

イ. 計算書類に計上した金額の算出方法

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって帳簿価額としておりますが、当該株式の実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。

GMO外貨株式会社の関係会社株式の実質価額は、将来の事業計画に基づいた超過収益力等を反映した金額を基礎として算定しております。

当該関係会社株式の帳簿価額と実質価額を比較した結果、実質価額が帳簿価額を著しく下回っていないため、評価損を認識しておりません。

ロ. 計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率及び事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて反映するための割引率を主要な仮定としております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

(2) GMOあおぞらネット銀行株式の評価

①計算書類に計上した金額

当事業年度においてGMOあおぞらネット銀行株式を追加取得したことに伴い計上した投資有価証券の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額
投資有価証券（GMOあおぞらネット銀行株式会社）	5,649百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記（2）GMOあおぞらネット銀行株式の評価」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

（1）所有権留保等資産及び所有権留保付債務

①所有権留保等資産	
建物	26百万円
器具備品	85百万円
②所有権留保付債務	
未払金	333百万円

（2）担保に供されている資産及び担保付債務

①担保に供されている資産	
関係会社株式	28,755百万円
②担保付債務	
1年内返済予定の長期借入金	2,630百万円
長期借入金	20,382百万円

（3）有形固定資産の減価償却累計額

建物	172百万円
器具備品	3,104百万円

（4）保証債務

- ①下記の会社のスタンドバイ信用状に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 GMOあおぞらネット銀行株式会社（注1、2） 1,598百万円
- ②下記の連結子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。
 GMO-Z com Securities(Thailand) Public Company Limited（注2） 41,040百万円

(10,000百万バーツ)

- ③下記の連結子会社の取引先金融機関との間で発生する一切の債務に対して、債務保証を行っております。

GMO外貨株式会社（注2、3）	18百万円
-----------------	-------

（注1）外貨建保証債務 98百万円(700千米ドル)が含まれております。

（注2）外貨建保証債務は、事業年度末の為替相場により円換算しております。

（注3）外貨建保証債務13百万円(81千スイスフラン)、3百万円(40千豪ドル)が含まれております。

(5) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	19,574百万円
長期金銭債権	321百万円

(6) 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	207百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額	
営業取引による取引高の総額	26,188百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	207百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,102,500	35	2,459,983	1,642,552

（変動事由の概要）

自己株式の株式数の減少は、吸収分割に伴う交付による減少2,459,983株であります。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	502百万円
投資有価証券評価損否認額	2,457百万円
減価償却費超過額	138百万円
繰延ヘッジ損益	39百万円
その他	196百万円
繰延税金資産小計	3,333百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△502百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△544百万円
評価性引当額小計	△1,046百万円
繰延税金資産合計	2,287百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	88百万円
資産除去債務に対応する除去費用	52百万円
繰延税金負債合計	141百万円
繰延税金資産の純額	2,146百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当額	1.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△40.7%
役員賞与引当金	1.1%
法人税等還付税額	0.5%
その他	△0.2%
小計	△37.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△7.0%

(3) 法人税および地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	GMOインターネットグループ株式会社	(被所有) 直接 64.42	役員の兼任	株 式 交 換 (注)	1,934	—	—

(注) 当社を株式交換完全親会社とし、GMOコイン株式会社を株式交換完全子会社とする取引であり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額はみなし取得日の市場価格に基づき算定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	GMOクリック証券株式会社	(所有) 直接100.00	役員の兼任 資金の貸借 役務の提供	連結納税に係る個別 帰属額の受払 (注1)	2,924	未収入金	714
				金銭消費寄託契約 に基づく預り (注2)	10,800	—	—
				預り金利息 (注2)	9	—	—
				システム関連業務の 提供 (注3)	3,706	未収収益	339
				マーケティング業務受託 (注3)	1,031	未収収益	402
子会社	GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited	(所有) 直接 99.99	役員の兼任 資金の貸付 債務保証	劣後ローンの貸付 (注4)	147,500	短期貸付金	7,500
				貸付金利息 (注4)	193	未収収益	2
				債務保証 (注5)	41,040	—	—
				保証料の受入 (注5)	148	未収収益	10
子会社	GMO コ イ ン 株 式 会 社	(所有) 直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付	劣後ローンの貸付 (注4)	—	短期貸付金	4,500
				貸付金利息 (注4)	215	未収収益	36
				資金の貸付 (注6)	28,000	短期貸付金	5,000
				貸付金利息 (注6)	13	未収収益	1
子会社	GMO 外 貨 株 式 会 社	(所有) 直接100.00	役員の兼任 資金の貸付	劣後ローンの貸付 (注4)	2,500	—	—
				貸付金利息 (注4)	33	—	—
				分割資産の額 (注7)	1,875	—	—
				分割負債の額 (注7)	20	—	—
子会社	GMOオフィスサポート株式会社	(所有) 直接 72.41	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注6、8)	1,300	短期貸付金	100
				貸付金利息 (注6)	1	未収収益	0

- (注1) 連結納税に係る個別帰属額の受払金額については、通常の税額計算により算定されたものであります。
- (注2) 金銭消費寄託契約に基づく預りについては、適用金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) システム関連業務及びマーケティング業務の提供については、提供する役務の内容に基づき、個別に契約を締結し決定しております。
- (注4) 劣後特約が付された貸付金であり、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。
- (注5) 債務保証については、同社の金融機関からの借入に対するものであります。なお、保証料は一般的な保証料を勘案して決定しております。
- (注6) 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注7) GMO外貨株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割であります。なお、分割資産及び負債の金額は、分割時の適正な帳簿価額に基づいて算定しております。
- また、吸収分割の対価として割当てられる株式数については、市場価格を参照し、両社協議の上で決定しております。
- (注8) GMOオフィスサポート株式会社に対する短期貸付金については、期末残高に対して100百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、100百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(3) 兄弟会社等
重要な取引はないため、記載を省略しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	4U 株 式 会 社 (注 1)	(被所有) 直接 0.31	役員の兼任	株式交換 (注 2)	219	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社MediBang (注3)	—	役員の兼任 営業上の取引	外注費 (注 4)	12	未払費用	0

- (注1) 当社取締役兼代表執行役会長高島秀行が、議決権の100%を直接保有しております。
- (注2) 当社を株式交換完全親会社とし、GMOコイン株式会社を株式交換完全子会社とする取引であり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額はみなし取得日の市場価格に基づき算定しております。
- (注3) 当社取締役兼代表執行役会長高島秀行が、議決権の過半数を保有しております。
- (注4) 取引金額については、他社の同種のサービス内容及び価格を勘案したうえで決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 212円89銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円82銭 |

12. その他の注記

企業結合に関する注記

簡易株式交換によるGMOコイン株式会社の完全子会社化

連結注記表「11. その他の注記 企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結子会社との簡易吸収分割

当社は、2023年8月22日開催の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、当社の完全子会社であるGMO外貨株式会社（以下、「GMO外貨」）のシステム開発・運用・保守等事業を当社が承継する会社分割を行うことを決議し、同日付で吸収分割をいたしました。

- (1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容
当社の連結子会社であるGMO外貨のシステム開発・運用・保守等事業
- (2) 企業結合日
2023年10月1日
- (3) 企業結合の法的形式
GMO外貨を吸収分割会社とし、当社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

(4) その他取引の概要に関する事項

当社は、子会社が提供する各サービスのシステム開発・運用・保守等を担うシステム部門を当社に集約・統合することで、時代や顧客ニーズの変化に機動的かつ柔軟に対応できる組織を構築するとともに、その発展に努めております。本吸収分割は、2021年9月に子会社化したGMO外貨の当該事業を当社が承継し、ノウハウ共有によるサービス価値の向上やシステム開発の生産性向上、運用管理等の効率化を図り、さらなる事業成長を推し進めることを目的としております。

(5) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

子会社の設立

当社は、2023年12月19日開催の取締役会において、当社親会社であるGMOインターネットグループ株式会社等との共同出資による子会社を設立することを決議し、2024年1月11日付で設立いたしました。

(1) 子会社設立の目的

GMO-FHは、持続的成長の実現に向けて、強みである既存事業の収益基盤のさらなる強化に加えて、成長性が期待される新規事業領域への積極投資を推進しております。今般、堅牢で利便性の高い金融サービスを提供するGMO-FHとGMOインターネットグループ株式会社のセキュリティ事業等のノウハウ・技術力を活かし、医療分野におけるデジタル化の促進を通じて新たな価値創造と企業価値の向上を図ることを目的としております。

(2) 設立する子会社の概要

①	名称	GMOヘルステック株式会社
②	所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
③	代表者の役職・氏名	代表取締役 福留 理
④	事業内容	医療プラットフォーム事業
⑤	資本金	490百万円
⑥	設立年月日	2024年1月11日
⑦	出資比率	当社 56.7% GMOインターネットグループ株式会社 33.3% 4U株式会社 10.0%

連結子会社との簡易吸収分割

当社は、2024年1月23日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるGMOコイン株式会社（以下、「GMOコイン」）のシステム開発・運用・保守等事業を当社が承継する会社分割（以下、「本会社分割」）を行うことを決議し、同日付でGMOコインとの間で吸収分割契約を締結いたしました。

（1）目的

当社は、子会社が提供する各サービスのシステム開発・運用・保守等を担うシステム部門を当社に集約・統合することで、変化への機動的な対応力を強化するとともにサービス価値の向上と経営の効率化を図っております。本会社分割により、ノウハウ共有によるGMOコインのサービス価値の向上やシステム開発の生産性向上、運用管理等の効率化を図り、さらなる事業成長を推し進めることを目的としております。

（2）本会社分割の要旨

①本会社分割の日程

吸収分割契約の取締役会決議日	2024年1月23日
吸収分割契約締結日	2024年1月23日
吸収分割の効力発生日	2024年3月1日（予定）

本会社分割は、当社においては会社法第796条第2項の規定に基づく簡易吸収分割に該当し、GMOコインにおいては会社法第784条第1項の規定に基づく略式吸収分割に該当するため、両社とも株主総会の決議を経ずに行います。

②本会社分割の方式

GMOコインを吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割

③本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

④本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

⑤本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥吸収分割承継会社が承継する権利義務

当社は、本会社分割に際して、当社とGMOコインの間で締結した吸収分割契約書の定める範囲において、本事業に関するソフトウェア、器具備品等の資産、債務その他の権利義務を承継します。

⑦債務履行の見込み

本会社分割において、当社が負担すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(3) 分割する事業の内容

システム開発・運用・保守等事業

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日) に基づき、共通支配下の取引として処理をする予定であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤波 竜太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 慎 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤波 竜太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、GMOフィナンシャルホールディングス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第13期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員長 中村 稔 雄 ㊟

監査委員 普世 芳 孝 ㊟

監査委員 久米 雅 彦 ㊟

監査委員 東道 佳 代 ㊟

(注) 監査委員普世芳孝、久米雅彦及び東道佳代は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

議決権行使に関する事項

- 書面またはインターネットによる事前の議決権行使が可能です。
- 開催日当日に議決権行使される場合は、
当社指定のウェブサイトを通じてバーチャルオンリー株主総会にご出席ください。
バーチャルオンリー株主総会では、オンラインでの議決権行使・ご質問等が可能です。

- ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、
掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



パソコン・スマートフォン・
タブレット端末から
ご覧いただけます。
<https://s.srdb.jp/7177/>

